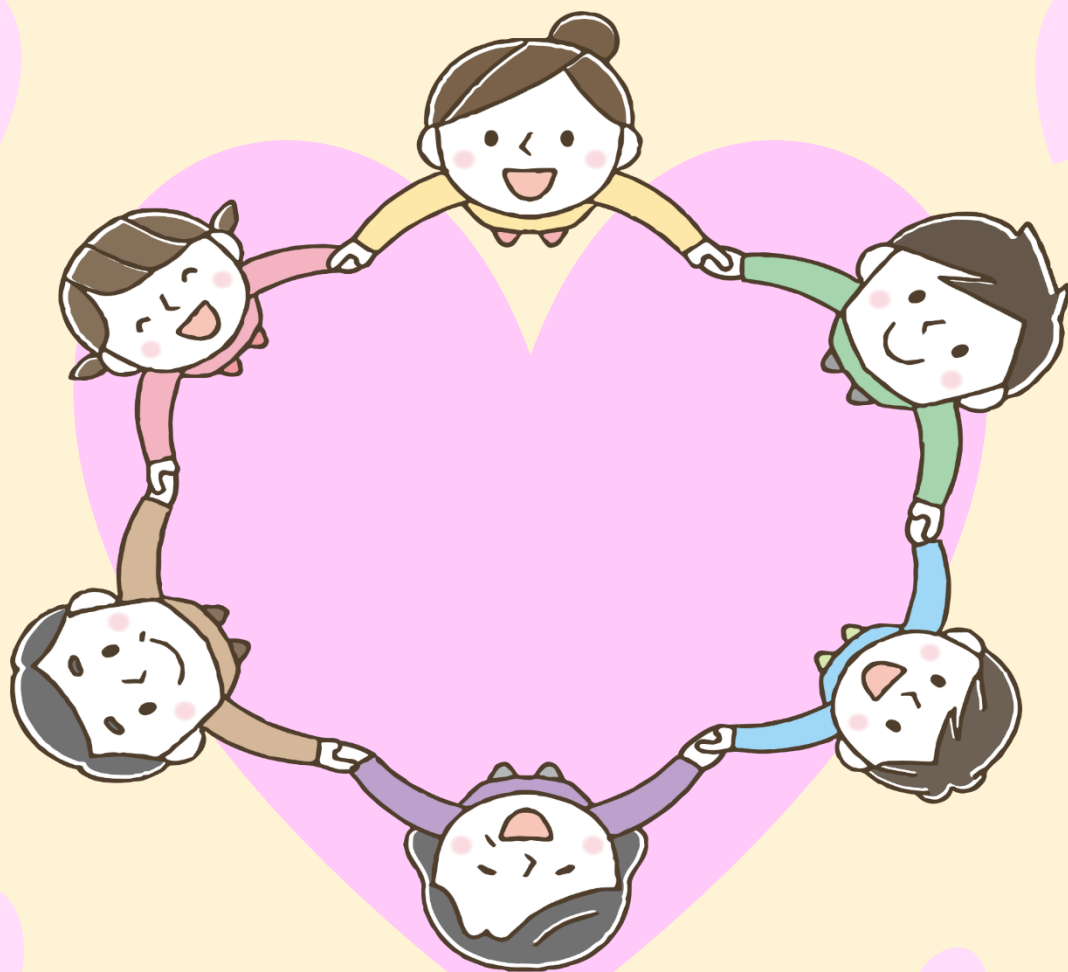


# 日置市地域福祉推進計画 (第4期日置市地域福祉計画及び 第4期日置市地域福祉活動計画)



令和5年3月

日置市

日置市社会福祉協議会



## はじめに

これまで日置市では、まちづくりの「基本理念」と目指すべき「将来都市像」などを定めた「第2次日置市総合計画」における保健・医療・福祉分野の基本目標として、「笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」を掲げるとともに、地域福祉の推進に関する方向性を定めた「第3期日置市地域福祉計画」を策定し、市民、地域、事業者、日置市社会福祉協議会、行政などが共に支援を必要とする人を支える地域福祉を推進してきました。

他方、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行など、日置市の地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、福祉的支援を必要とする人においては、介護・障がい・生活困窮などの福祉に関する課題を併せ持つ人や、制度の狭間にあって従来の支援制度による支援だけでは不十分となるケースが増えつつあります。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の頻発化・激甚化は、地域福祉に対するニーズや支援のあり方などに大きな影響を与えています。

これからの地域福祉は、各福祉分野において、社会環境やニーズの変化を踏まえた支援体制の強化を図りつつ、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの分野を超えた「包括的な支援体制」の構築や、全ての人が地域で互いに支え合い、助け合う「地域共生社会」の実現などを推進していくことが求められています。

この度、「第3期日置市地域福祉計画」の計画期間終了に伴い、「第4期日置市地域福祉計画」を新たに策定するにあたり、日置市とともに地域福祉推進の主軸を担う日置市社会福祉協議会が策定する「日置市地域福祉活動計画」と一体的な計画として、「日置市地域福祉推進計画（第4期日置市地域福祉計画及び第4期日置市地域福祉活動計画）」を策定いたしました。

「“とも”に生き 共に創る みんなが暮らしやすいまち ひおき」の実現に向け、日置市及び日置市社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働の強化を図りながら、地域福祉の更なる推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました日置市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民や民生委員・児童委員、福祉関係事業所の皆様に心よりお礼申し上げますとともに、計画の推進に向け、今後より一層のご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

日置市長 永山 由高



## ごあいさつ

日置市社会福祉協議会は、地域の福祉課題に取り組み、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現を目指し、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の福祉団体です。

日置市の地域福祉推進における中核的団体として、「“とも”に生き 共に創る 心豊かなまち」を基本理念とする「第3期日置市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動の向上と充実を図ってまいりました。

近年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大等によって事業の中止・縮小を余儀なくされる中、複雑化・複合化してきている地域課題へ対応するべく、「フードバンク事業」、「ひおき助けあい隊おきがるサービス」、「かごしまおもいやりネットワーク事業加入」などの新たな事業への取り組みも行いました。

一方、今後に向けては、重層的な支援体制づくりや地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の推進における中核的団体として当会が果たすべき役割も重要視されており、自治体との連携・協働の強化が求められています。

そのため、日置市の新たな「日置市地域福祉計画」の策定に併せ、当会においても新たな「日置市地域福祉活動計画」を策定することとし、この度「日置市地域福祉推進計画（第4期日置市地域福祉計画及び第4期日置市地域福祉活動計画）」を策定いたしました。

「“とも”に生き 共に創る みんなが暮らしやすいまち ひおき」の実現に向け、他の福祉団体・関係機関等、地域の方々と連携、協働しながら、日置市とともに取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました日置市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力くださいました多くの市民の皆様、民生委員・児童委員の皆様、福祉関係事業所の皆様に感謝申し上げますとともに、本会の社会福祉活動に対し、今後一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 日置市社会福祉協議会 会長

宮路 高光



# 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の目的 .....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 .....	5
4 計画の期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	6
第2章 日置市の現状と課題 .....	7
1 統計データからみる日置市の現状と課題 .....	9
2 各種調査結果からみる日置市の現状と課題 .....	17
3 前期計画の評価 .....	29
第3章 計画の基本的な考え方 .....	33
1 基本理念 .....	35
2 基本目標 .....	36
3 施策の体系 .....	37
第4章 施策の方向 .....	39
基本目標1 地域福祉を支える人づくり .....	42
基本目標2 とともに支え合い、助け合うことができる活動づくり .....	46
基本目標3 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり .....	53
基本目標4 必要な支援を受けることができる仕組みづくり .....	59
第5章 日置市成年後見制度利用促進基本計画 .....	75
1 計画策定にあたって .....	77
2 基本方針 .....	78
3 施策方針 .....	78
第6章 日置市再犯防止推進計画 .....	81
1 計画策定の趣旨 .....	83
2 基本方針 .....	83
3 施策方針 .....	84
第7章 計画の推進体制 .....	87
1 計画推進にあたっての体制 .....	89
2 地域福祉に関わる各主体の役割 .....	91
資料編 .....	93
1 計画策定の経緯 .....	95
2 日置市地域福祉計画策定委員会 .....	96
3 用語解説 .....	99





# 第 1 章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的

わが国においては、少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

これまで国は、高齢者や障がい者、子どもといった対象者、生活困窮や保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきました。

しかし、育児と介護が同時期に発生する「ダブルケアの問題」や高齢の親が中高年の子の生活を支える「8050問題」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラーの問題」等、地域福祉における問題は複雑化・複合化してきています。

そのような状況にある中、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指す方向性が示されました。

本市においてはこれまで、地域福祉の推進に関する方向性を示すものとして、「日置市地域福祉計画」を策定し、計画に基づき、地域福祉の推進を図ってきました。

また、日置市社会福祉協議会においては、「日置市地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づき、住民等による福祉活動及び市が目指す地域福祉の姿の実現を支援するための活動を推進してきました。

地域共生社会の実現のためには、行政や住民、地域福祉団体、ボランティア、NPO、事業所等の地域に関わる者の役割や協働を明確にし、より実効性の高い計画を策定し、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

よって、本計画は「日置市地域福祉計画」及び「日置市地域福祉活動計画」を統合した「日置市地域福祉推進計画」として一体的に策定します。

### ◆ 地域福祉とは

地域に暮らす全ての人々が幸せに暮らせるよう、地域住民や事業者、行政など、地域のあらゆる人・団体が協力して、地域の福祉課題の解決に取り組んでいく考え方です。

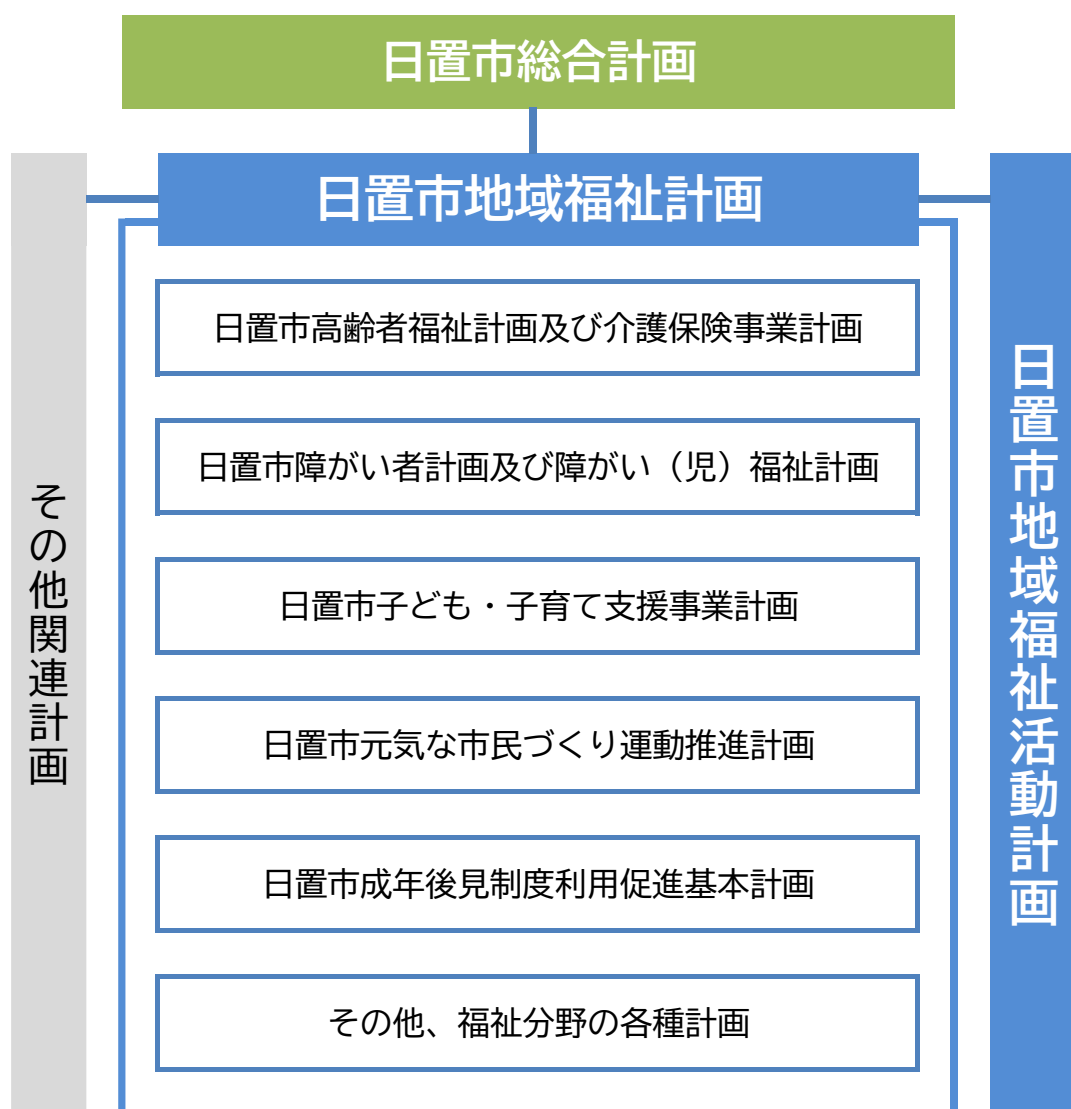
## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけ、地域福祉を推進していく主役である市民や、日置市社会福祉協議会を始めとする社会福祉関係の事業者等の社会福祉活動の担い手が行う地域での取組や日置市の支援策について、まとめたものです。

また、日置市が策定する「日置市地域福祉計画」、日置市社会福祉協議会が策定する「日置市地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

本計画は、地域福祉推進のための基本計画として位置づけ、福祉関連計画である「日置市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「日置市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画」、「日置市子ども・子育て支援事業計画」等との連携を図りながら、地域福祉を総合的に推進します。

また、本計画を成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」としてそれぞれ位置づけます。



### 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉の推進にあたっては、市民や地域、日置市、日置市社会福祉協議会がそれぞれの役割の中で、お互いに協力し合いながら取り組んでいく必要があります。

そして、地域福祉の施策の推進母体である日置市と日置市社会福祉協議会は、車の両輪の関係としての役割を担っています。

地域福祉推進のための基盤や体制づくりを定める「地域福祉計画」とそれを実行するための地域住民活動、行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、基本理念や方向性を共有するとともに、市民や地域、日置市、日置市社会福祉協議会等、地域に関わる者の役割や協働を明確にし、地域福祉の推進を図ります。

### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、取り巻く情勢の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、基礎調査として、本市の地域福祉の現状や課題等を把握することを目的に、市民や民生委員・児童委員、福祉関係事業所（者）を対象とするアンケート調査を実施しました。

また、市民や地域、関係機関等の意見を広く反映した計画とするため、学識経験者や保健医療・福祉関係者、福祉関係事業所（者）・福祉団体・地域団体・行政機関の代表、その他市民で構成する「日置市地域福祉計画策定委員会」において、今後の施策の方向性等に関する審議・検討を行うとともに、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

### (1) アンケート調査の概要

#### ① 調査の目的

本計画の策定にあたり、地域福祉の現状や課題等を把握し、計画策定に反映させるとともに、今後の日置市の福祉行政を推進するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ② 実施要領

多様な視点からみた本市の現状・課題等を把握するため、3種類の調査を以下のとおり実施しました。

	市民調査	民生委員・児童委員調査	福祉関係事業所調査
調査対象者	18歳以上の市民	民生委員・児童委員	保健・福祉施設を運営する事業所(者)
調査時期	令和4年9月	令和4年7～8月	令和4年10月
調査方法	郵送による配布・回収 ※Webによる回答にも対応	民生委員・児童委員協議会にて配布・回収	郵送による配布・回収
配布件数	2,000件	140件	65件
有効回答件数	1,209件	134件	41件
有効回答率	60.5%	95.7%	63.1%

## **第2章 日置市の現状と課題**





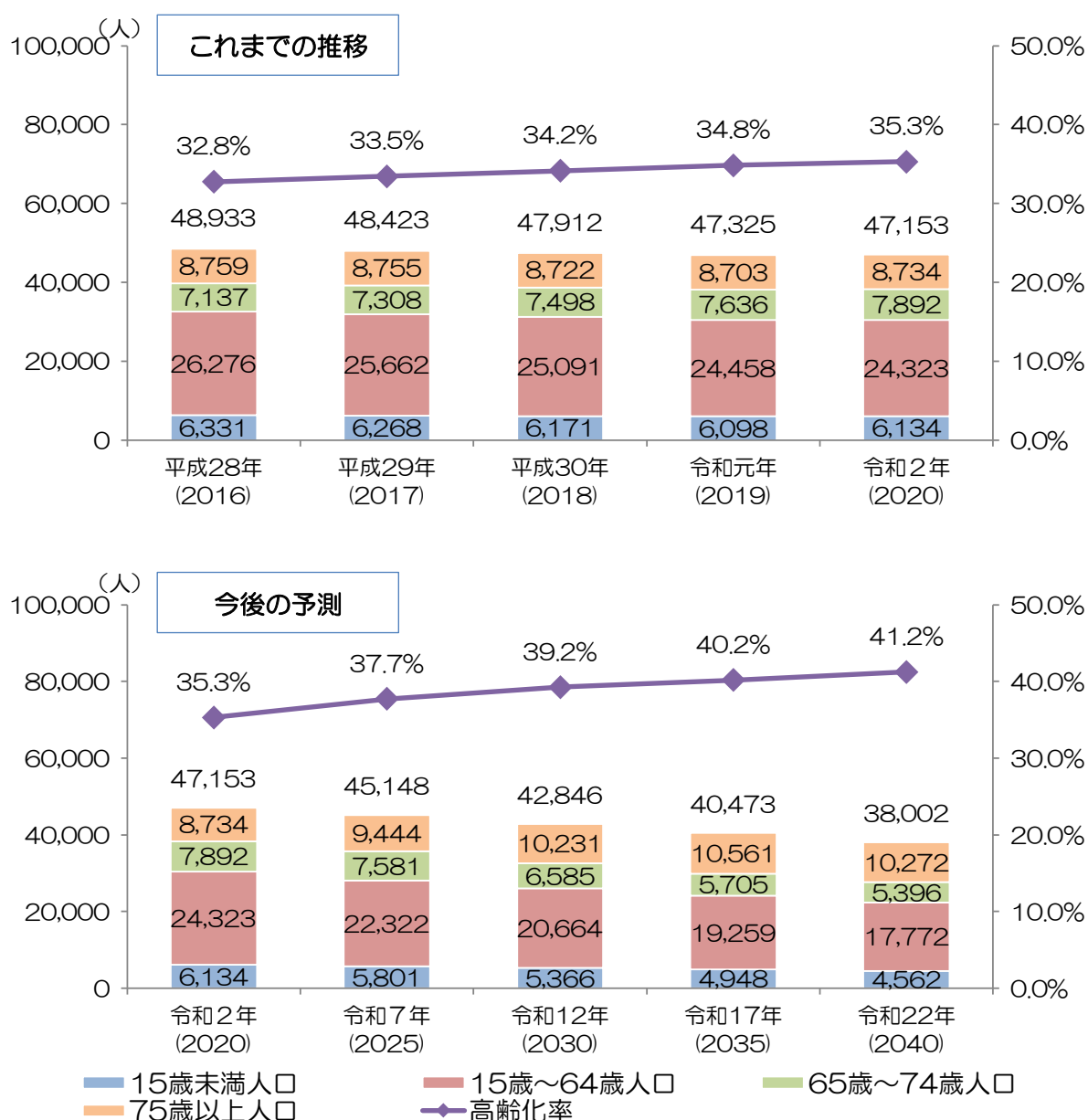
## 第2章 日置市の現状と課題

### 1 統計データからみる日置市の現状と課題

#### (1) 総人口及び年齢4区分別人口の状況

本市においては、人口減少及び少子高齢化の進行が続いており、令和2年時点の総人口は47,153人、高齢化率は35.3%となっています。

将来予測をみると、人口減少が続く一方、75歳以上の後期高齢者が増加し続けることが予測されており、福祉ニーズを要する人の増加に対し、支え手の確保が課題となることが考えられます。

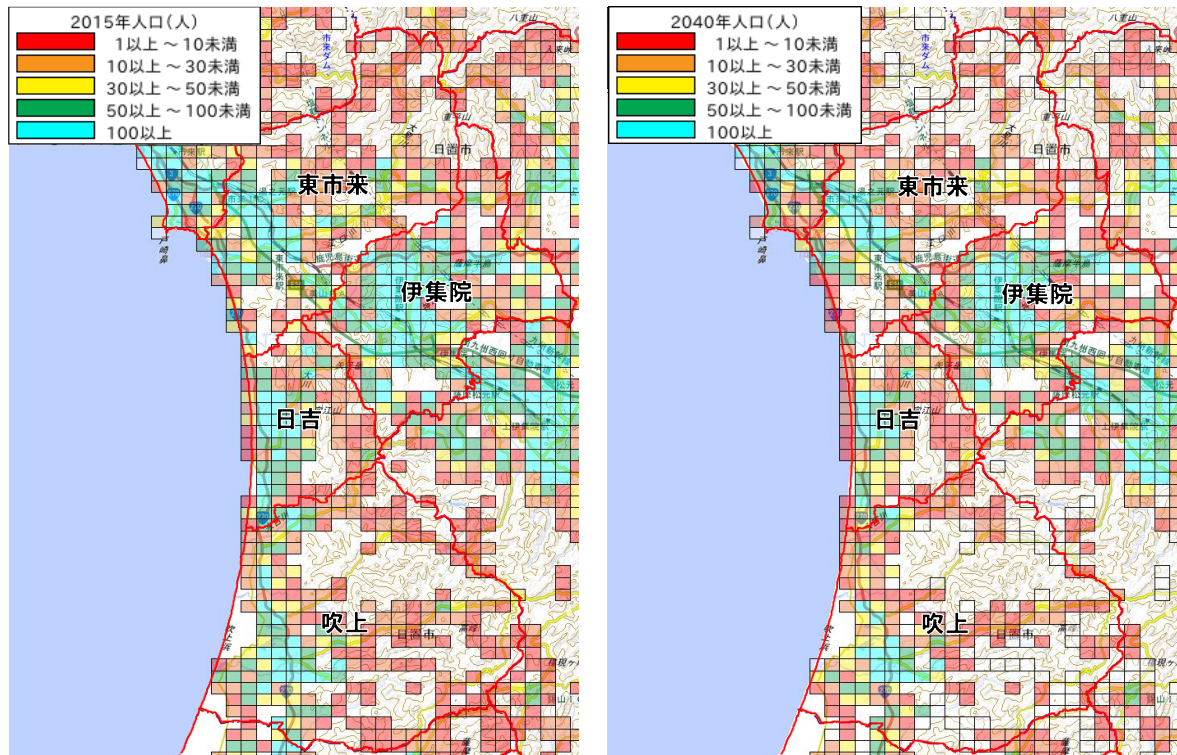


※令和元年まで「鹿児島県：県人口移動調査(推計人口)」、令和2年「総務省：国勢調査」、令和7年以降「国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」。令和2年までの総人口には年齢不詳を含む(各年10月1日現在)

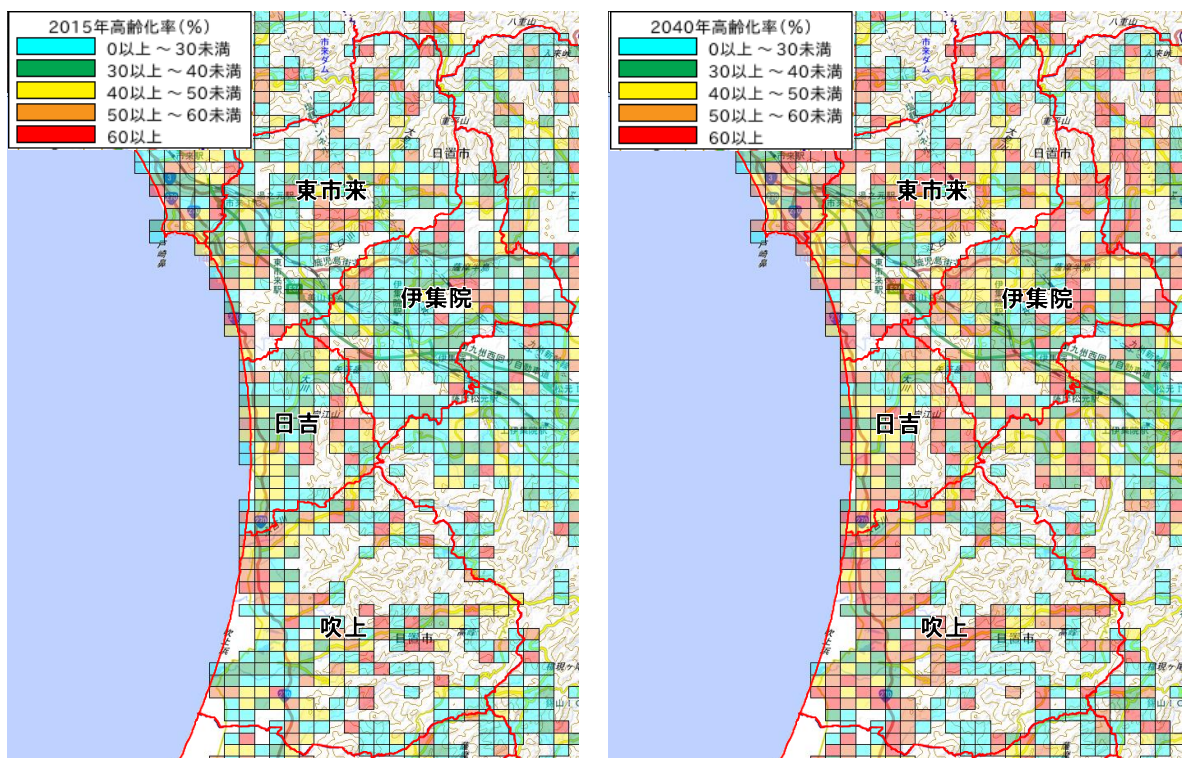
## (2) 地域別人口の状況

地域をさらに細分化した将来予測をみると、人口空白地帯の新たな発生や、市内の多くの地域における高齢化の進行が予測されています。

### 人口分布



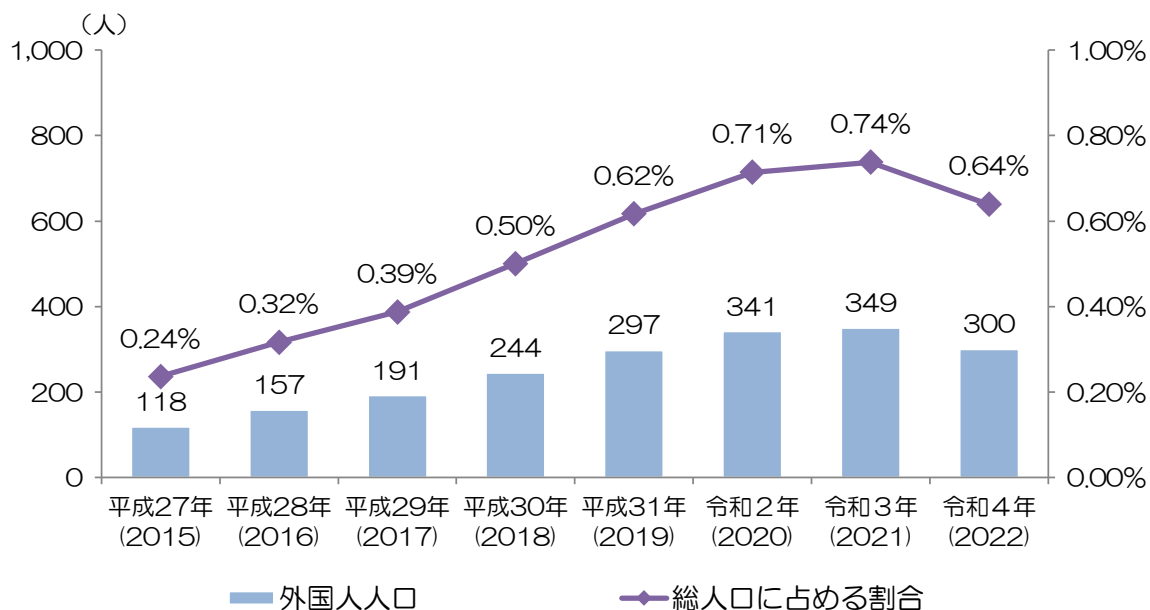
### 高齢化率分布



※2015年「総務省：国勢調査」、2040年「国土数値情報 500mメッシュ別将来推計人口（H30 国政局推計）」（各年10月1日現在）

### (3) 外国人人口の状況

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和4年4月時点では300人と、平成27年時点の2.5倍を超える水準に達しています。

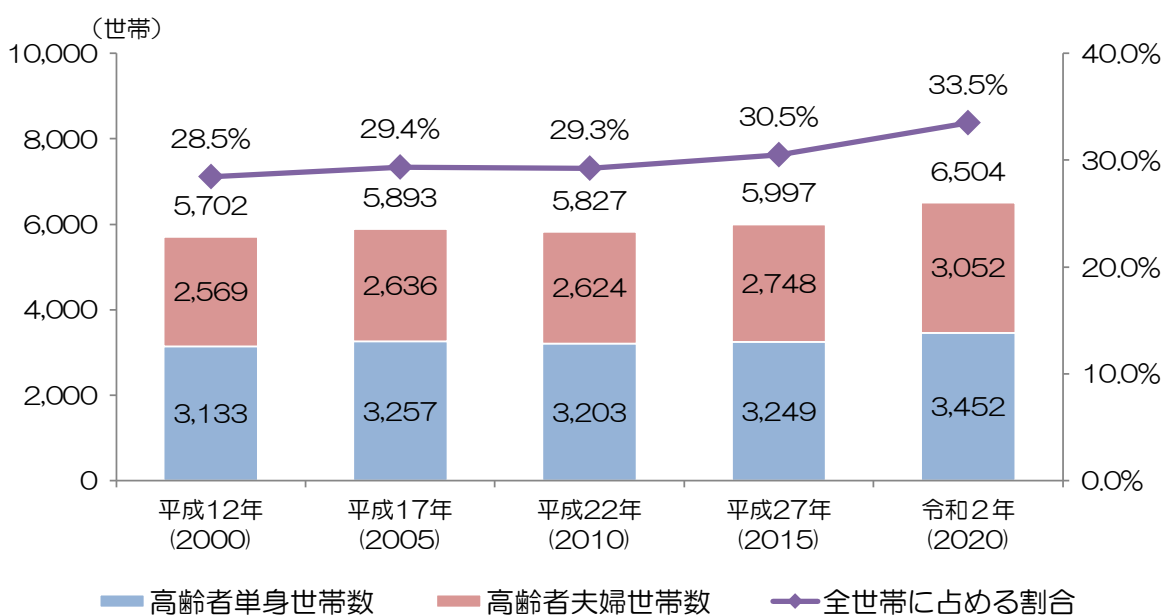


※日置市：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (4) 高齢者世帯の状況

本市の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯はともに増加傾向にあり、平成27年から令和2年にかけて大きく増加しています。

全世帯に占める割合も上昇傾向にあり、令和2年時点で33.5%と、全世帯の約3分の1を占めています。

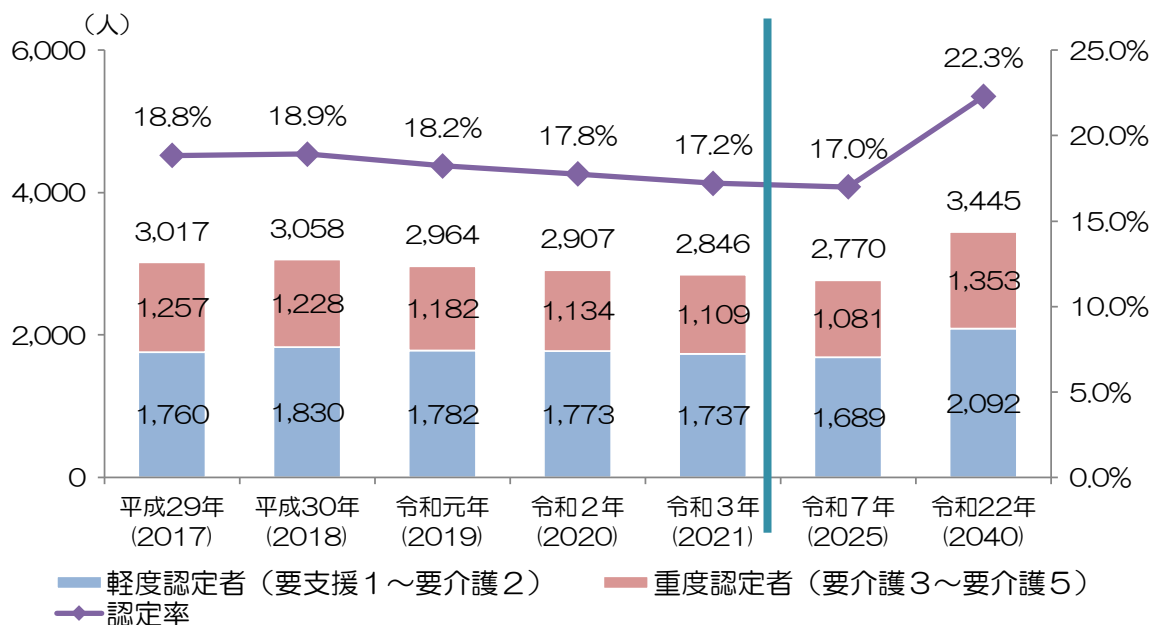


※総務省：国勢調査（各年10月1日現在）

## (5) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は、認定率の低下とともに減少傾向で推移しており、令和3年9月末時点では2,846人となっています。

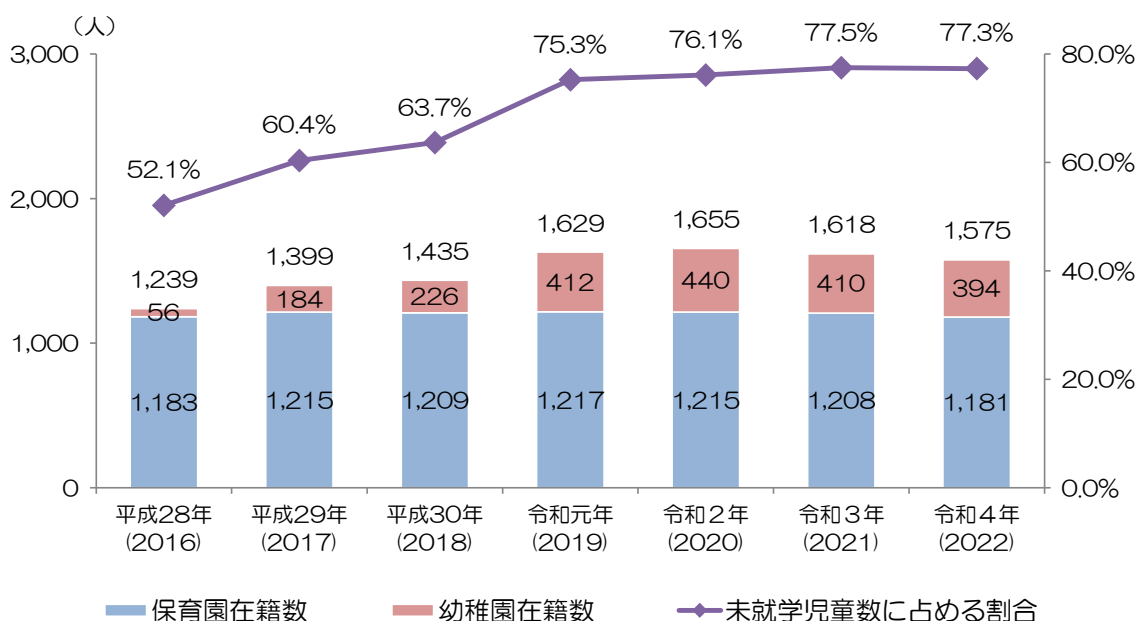
一方、今後の認定者数は、後期高齢者の増加の影響もあり、増加することが予測されています。



※令和3年まで「厚生労働省：介護保険事業状況報告（9月末時点月報値）」、令和7年以降「日置市：日置市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」

## (6) 未就学児の状況

本市の未就学児童数に占める保育園等に在籍している児童数の割合は、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化の影響により、平成28年から令和元年にかけて大きく上昇し、令和4年10月時点では77.3%を占めています。

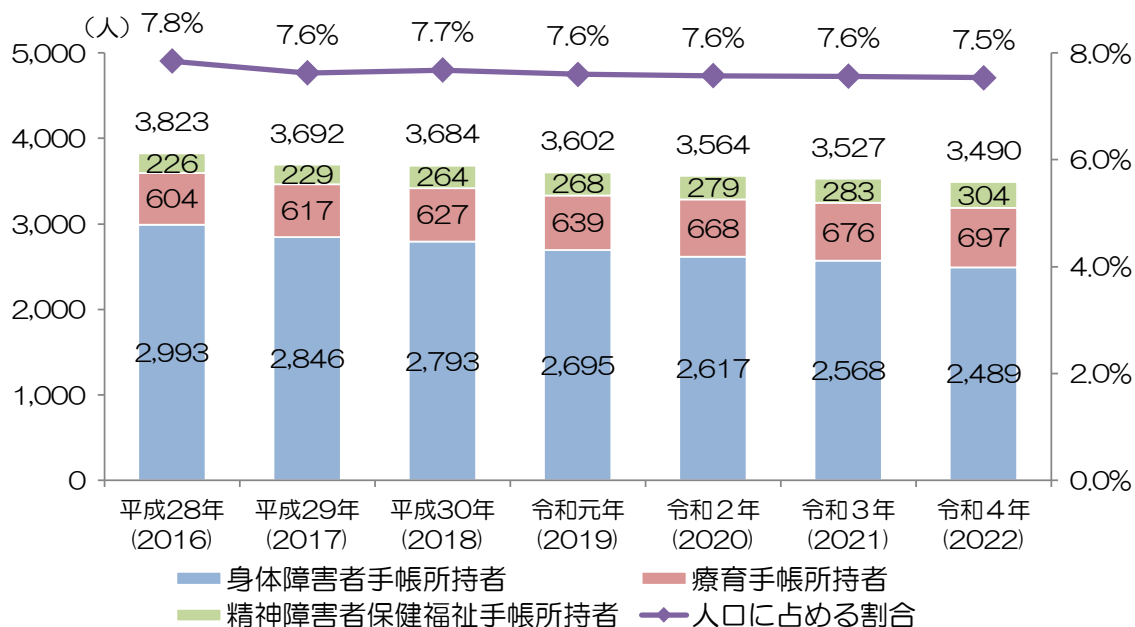


※こども未来課資料（各年10月1日現在）

## (7) 障がい者の状況

本市の障害者手帳所持者数（延べ）は、減少傾向で推移しており、令和4年4月1日時点では3,490人となっています。

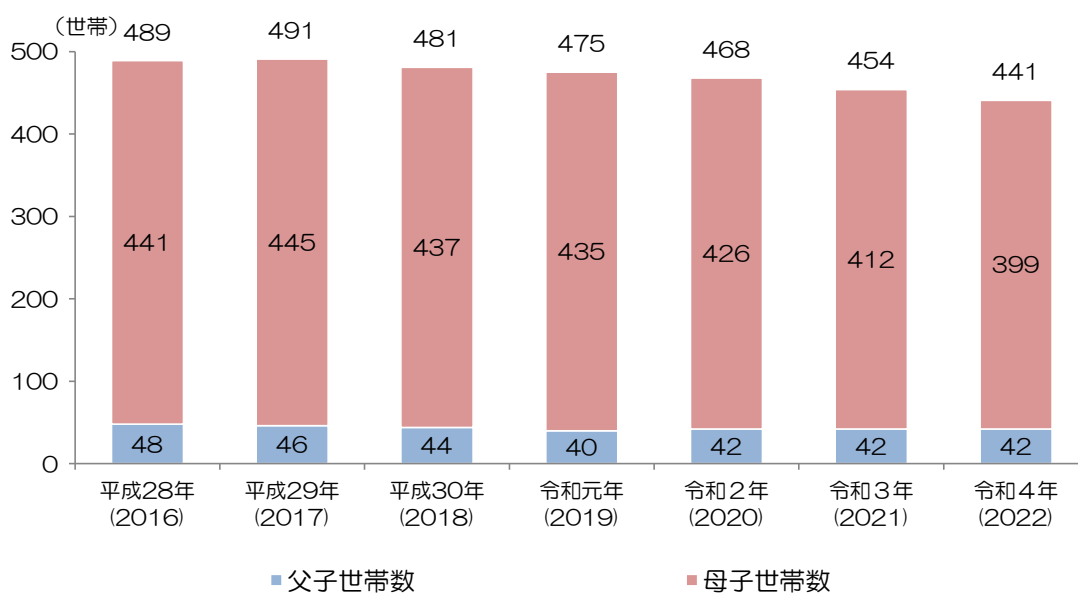
手帳種別で見ると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるものの、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。



※福祉課資料及び「鹿児島県：県人口移動調査(推計人口)」より作成（各年4月1日現在）

## (8) ひとり親世帯の状況

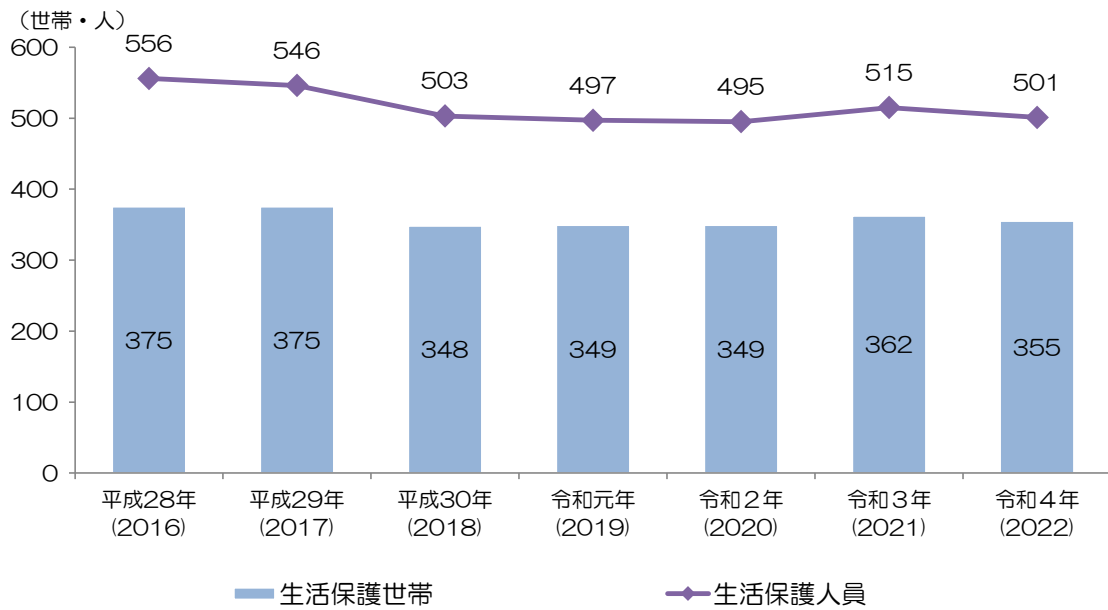
本市のひとり親世帯数は、減少傾向で推移しており、令和4年4月1日時点では441世帯となっています。



※こども未来課資料（各年4月1日現在）

## (9) 生活保護受給者の状況

近年の本市の生活保護世帯数は 350 世帯前後、生活保護人員は 500 人前後で推移しています。

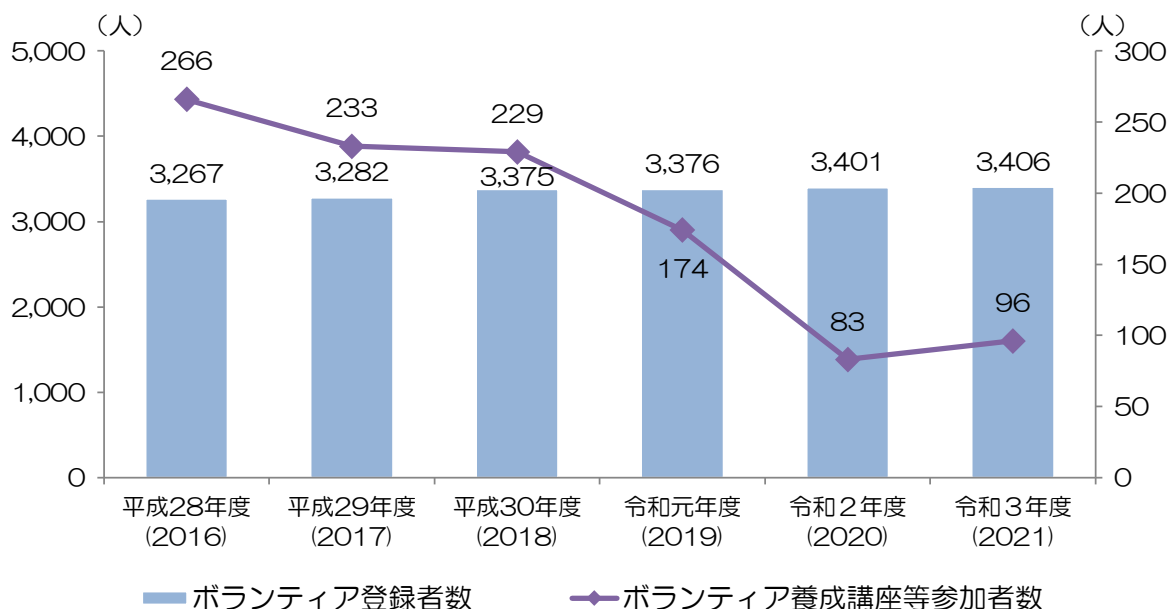


※福祉課資料（各年4月1日現在）

## (10) ボランティア参加の状況

本市のボランティア登録者数は、微増傾向で推移しており、令和3年4月1日時点の登録者数は3,406人となっています。

一方、ボランティア養成講座等の参加者数は、減少傾向が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降、講座等の回数の減少に伴い、さらに減少しています。



※日置市社会福祉協議会資料（各年4月1日現在）

ボランティア養成講座等参加者数は、手話奉仕員養成講座受講者数、ボランティア養成講座受講者数、福祉救援ボランティア訓練受講者数、介護予防ボランティア参加者数の合計を示す。

## (11) 成年後見制度利用の状況

本市の令和4年10月時点における成年後見関係事件の件数は66件、令和3年度の各種事業の利用件数はそれぞれ、市長申立て：2件、申立費用助成：2件、後見等報酬助成：1件となっています。

### ◆成年後見関係事件の件数（令和4年10月現在）

後見	保佐	補助	任意後見	合計
53件	13件	0件	0件	66件

### ◆成年後見制度利用に係る各種事業の利用件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市長申立て	2件	1件	2件
申立費用助成	2件	1件	2件
後見等報酬助成	0件	0件	1件

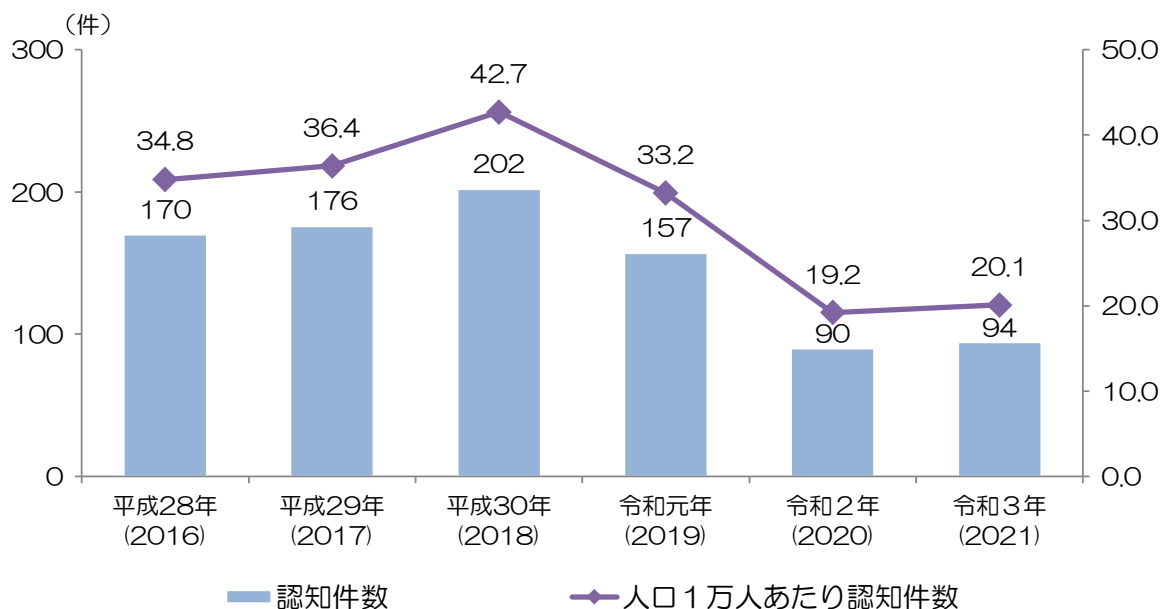
※福祉課資料

## (12) 犯罪発生状況

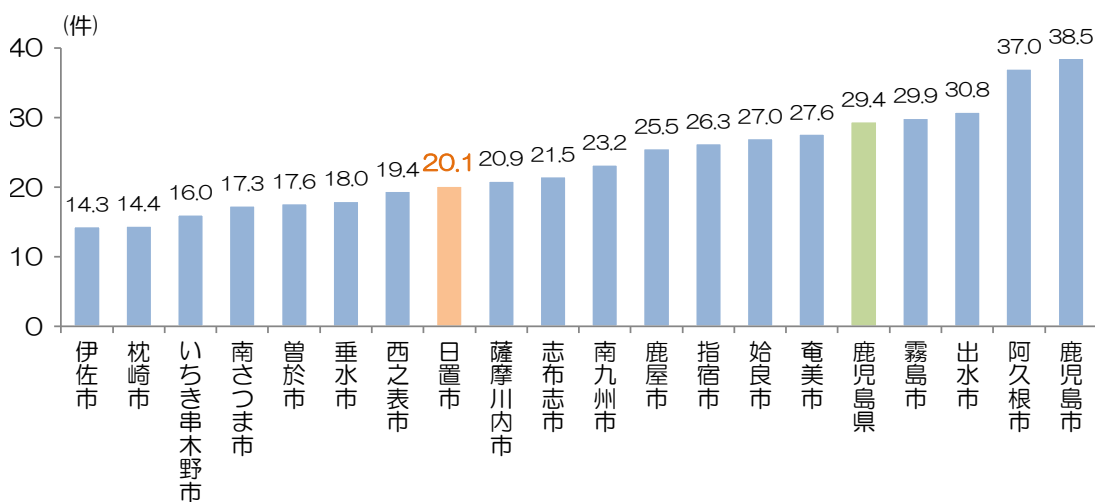
本市の刑法犯認知件数は、平成30年以降減少し、令和3年の認知件数は94件となっています。

また、県全体や県内他市と比較して、人口1万人あたり認知件数は比較的低いと言える状況にあります。

刑法犯認知件数と人口1万人あたり認知件数の推移



他市との比較 (人口1万人あたり認知件数、令和3年)



※鹿児島県警察本部：市町村別の犯罪発生実態



## 2 各種調査結果からみる日置市の現状と課題

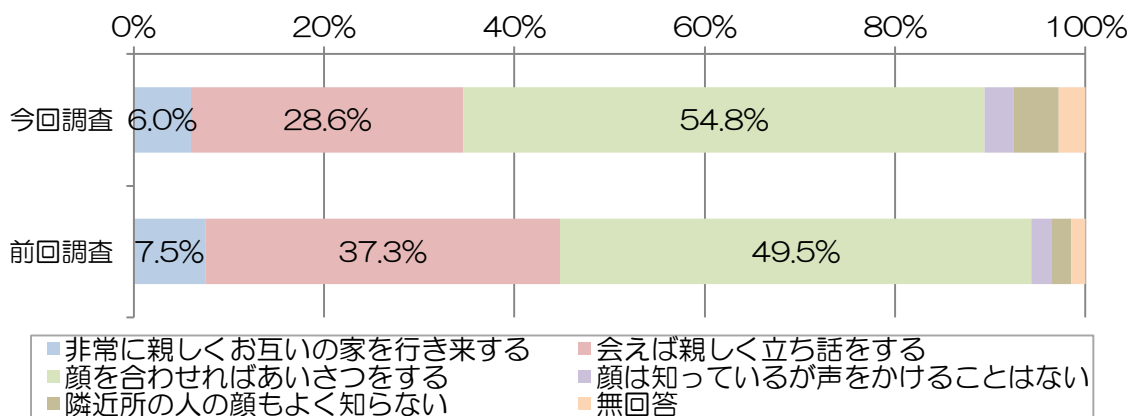
### (1) 近所や地域との関わり、地域活動等への参加について

9割近くの市民が、近隣住民との「顔を合わせればあいさつをする以上の関係」を築いていますが、5年前と比較して、近所付き合いの程度が薄くなっている傾向がみられます。

また、市民の半数以上は、地域活動に参加していますが、5年前と比較して、参加頻度が低下しています。

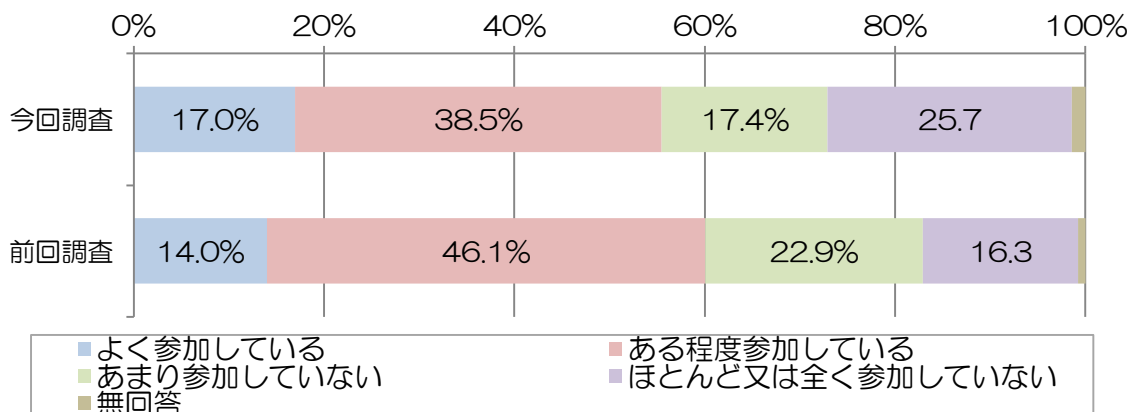
福祉のまちづくりへの取組については、各地域において、地域福祉に関する取組がある程度行うことができている状況にある一方、市民個人のレベルでは取り組めていない市民が多い状況にあり、市民一人ひとりの地域参画の促進を図る必要があると考えられます。

#### ◆近所付き合いの程度【市民調査】

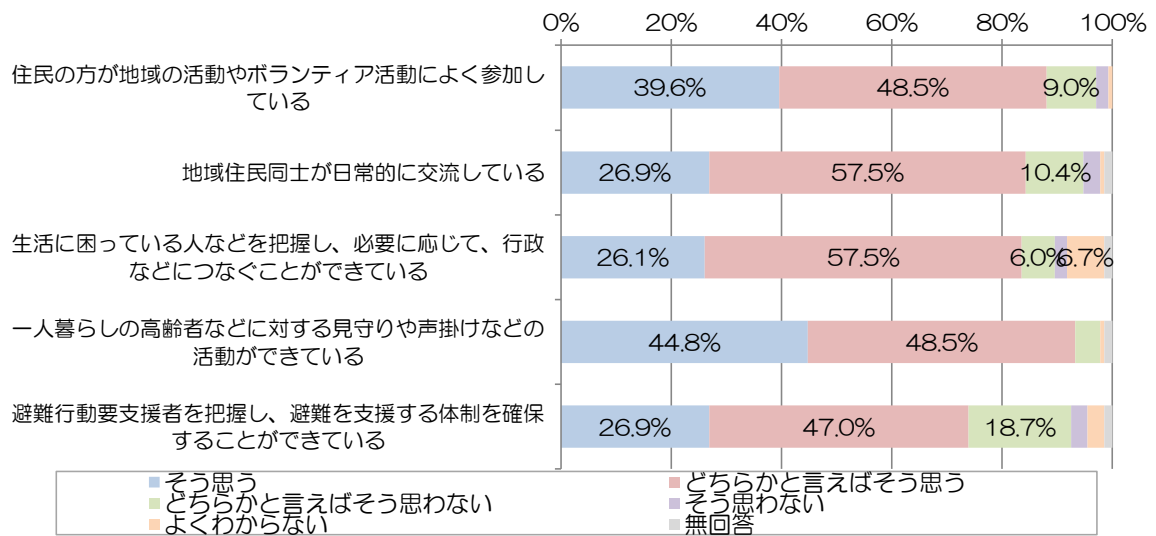


※前回調査は、平成 29 年 1 月に実施した調査を指す（以下同様）

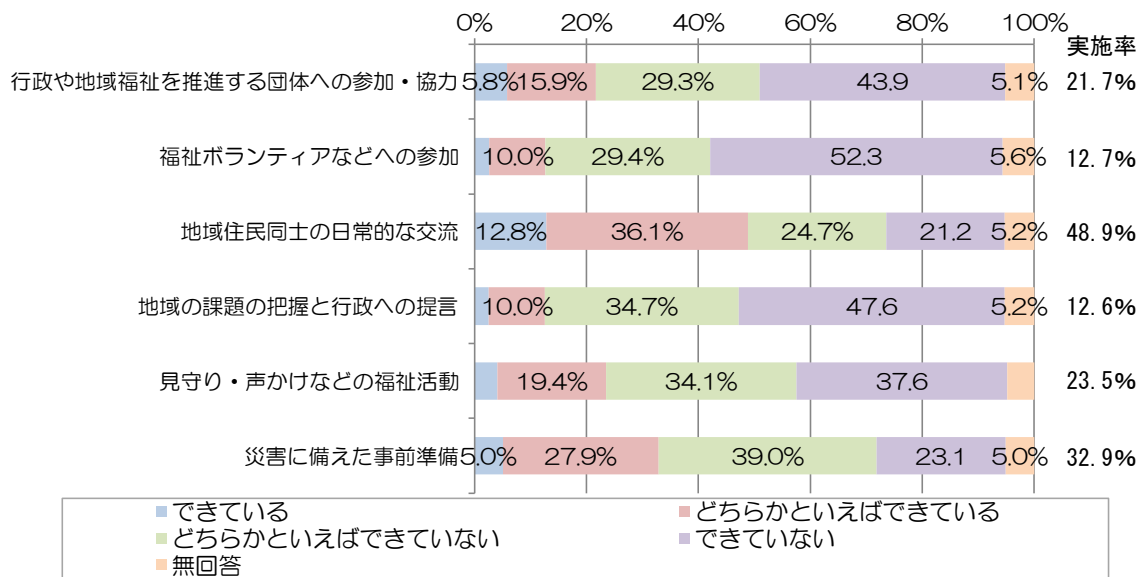
#### ◆地域活動への参加頻度【市民調査】



### ◆地域福祉に関する地域の現状【民生委員・児童委員調査】



### ◆福祉のまちづくりへの取組の状況【市民調査】



## (2) 市民の抱える悩みや不安について

市民の約8割が日常生活における何らかの悩みや不安を抱えるとともに、市民の約半数が「新型コロナウイルス感染症の影響により、悩みや不安の程度が増した」と回答しています。

具体的には、老後や健康、経済面等に対する悩みや不安を抱えている市民が多くなっており、これらの不安を取り除くための施策の推進が求められています。

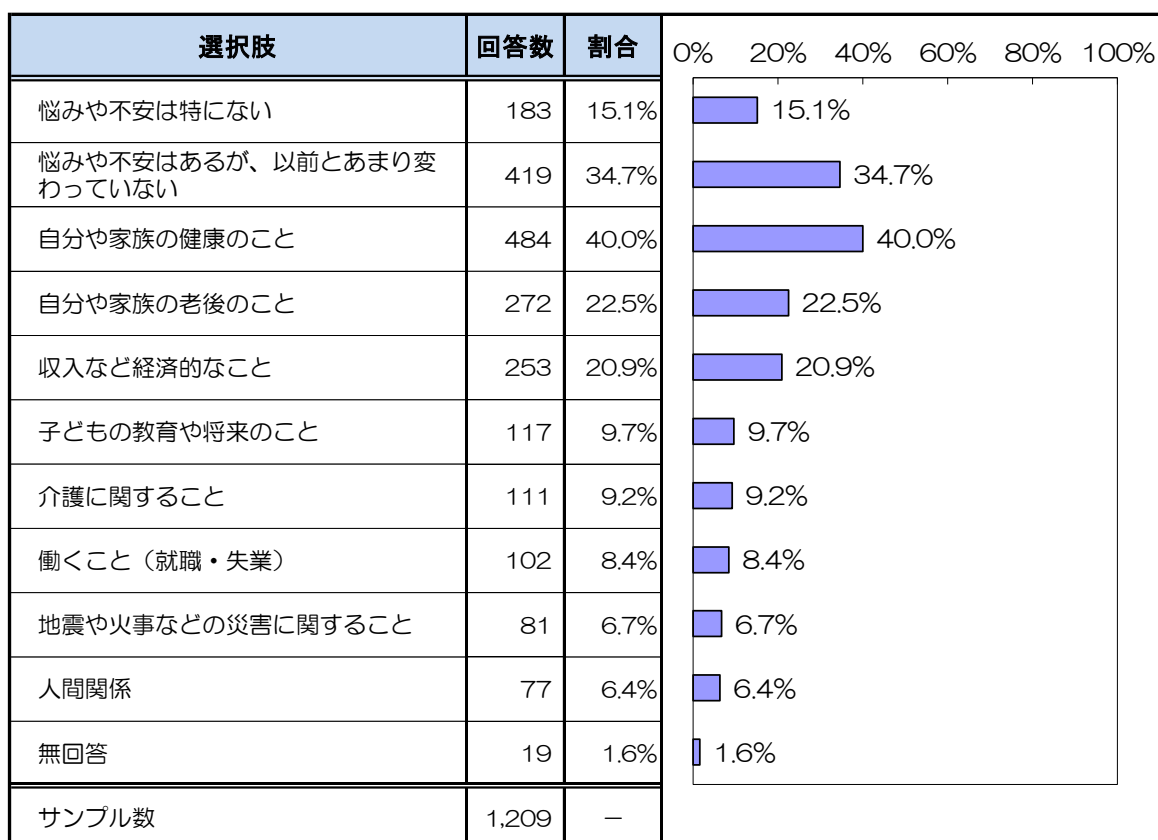
一方、そういった悩みや不安に対する相談先については、多くの市民が何らかの相談先を持っている状況にあると考えられます。

### ◆日常生活で感じる悩みや不安【市民調査】

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
悩みや不安は特にない	218	18.0%	18.0%
自分や家族の老後のこと	559	46.2%	46.2%
自分や家族の健康のこと	540	44.7%	44.7%
収入など経済的なこと	370	30.6%	30.6%
子どもの教育や将来のこと	219	18.1%	18.1%
介護に関すること	198	16.4%	16.4%
地震や火事などの災害に関すること	193	16.0%	16.0%
住宅のこと	140	11.6%	11.6%
働くこと（就職・失業）	126	10.4%	10.4%
人間関係のこと	106	8.8%	8.8%
乳幼児の育児に関すること	54	4.5%	4.5%
地域の治安のこと	45	3.7%	3.7%
その他	36	3.0%	3.0%
無回答	26	2.2%	2.2%
サンプル数	1,209	—	

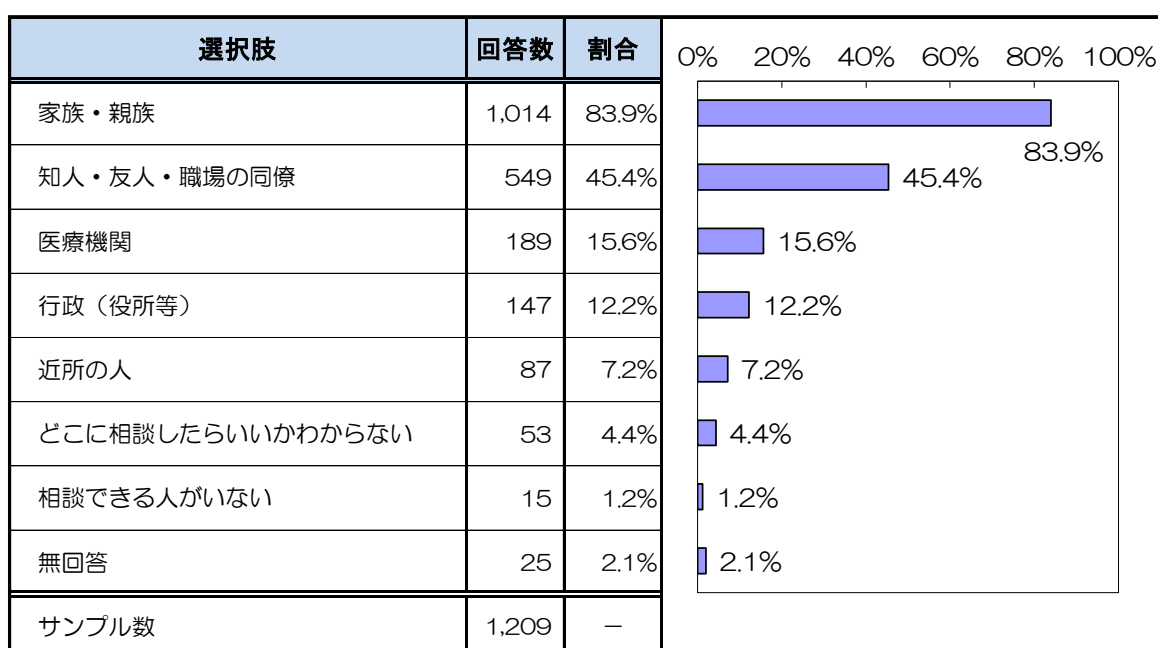
※複数回答可。

◆新型コロナウイルス感染症の影響により悩みや不安が増したこと【市民調査】



※複数回答可。回答数上位項目を中心に主要項目のみを抜粋して掲載

◆悩みや不安を相談する相手【市民調査】



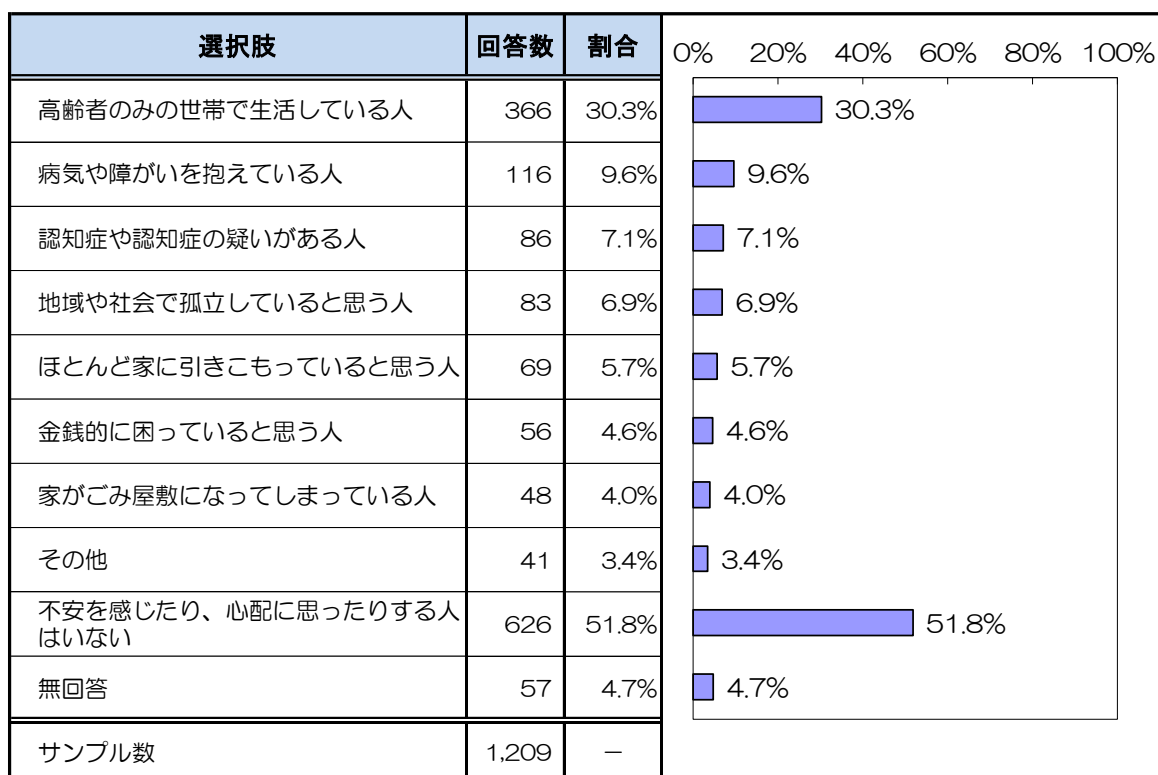
※複数回答可。回答数上位項目を中心に主要項目のみを抜粋して掲載

### (3) 特に支援を要する人について

市民の約4割が「不安や心配に思う人が近隣にいる」と回答しており、高齢者のみ世帯を中心に、支援を必要とする可能性のある人が身近に暮らしている状況にあると考えられます。

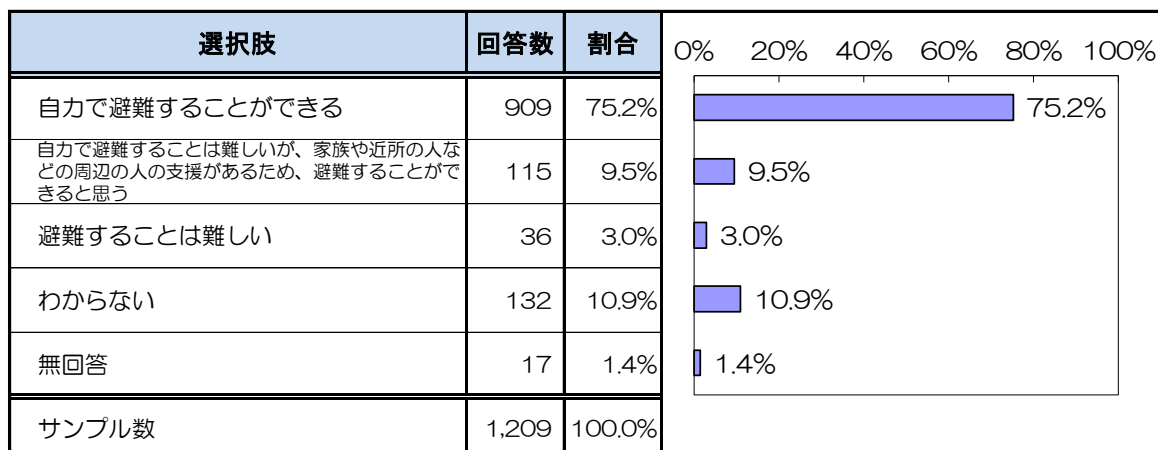
また、災害時の避難の可否について、「自力もしくは周辺の人々の支援により避難ができる」と回答していない市民が1割強おり、災害時の対応も含め、地域における見守り・支え合い活動の促進を図る必要があると考えられます。

#### ◆不安や心配に思う近所の人【市民調査】



※複数回答可。回答数上位項目を中心に主要項目のみを抜粋して掲載

#### ◆災害発生時の避難の可否【市民調査】



#### (4) 支援者・制度の認知度について

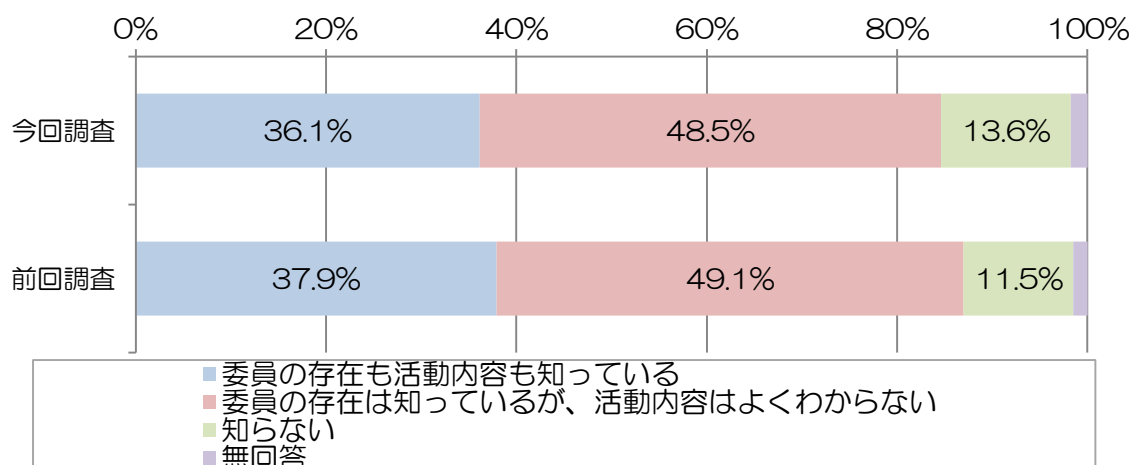
民生委員・児童委員について、存在自体の認知率は8割を超えていますが、居住地の民生委員・児童委員の認知率及び活動内容の認知率は3～4割台にとどまっています。

また、地域の自治会長や民生委員等と連携を取りながら見守りを必要とする世帯の訪問活動を行う「在宅福祉アドバイザー」についても、存在に関する認知率は4割台、活動内容に関する認知率は1割台にとどまっています。

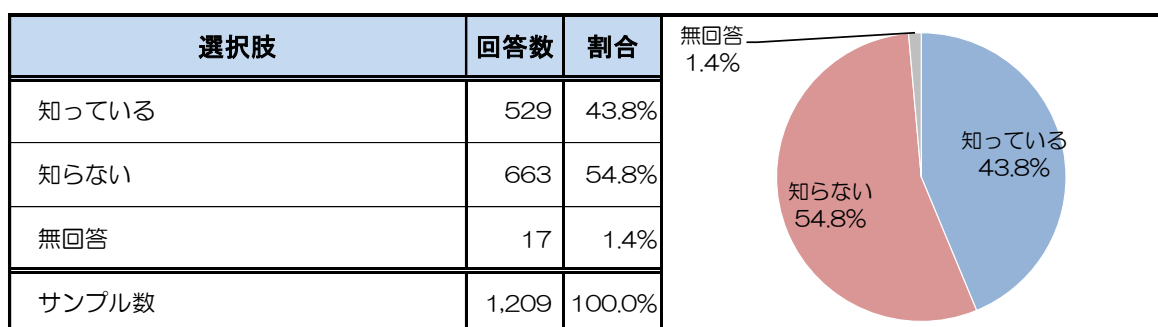
障がい等によって判断能力が十分ではない人に対し、法律行為等に係る適切な保護や支援を行う制度「成年後見制度」については、認知度は6割を超えていますが、制度の内容を含めた認知度は4割を下回っています。

これらの支援者・制度は、支援が必要となった際の生活の支えとなるものであることから、市民に対する周知啓発の強化を図る必要があると考えられます。

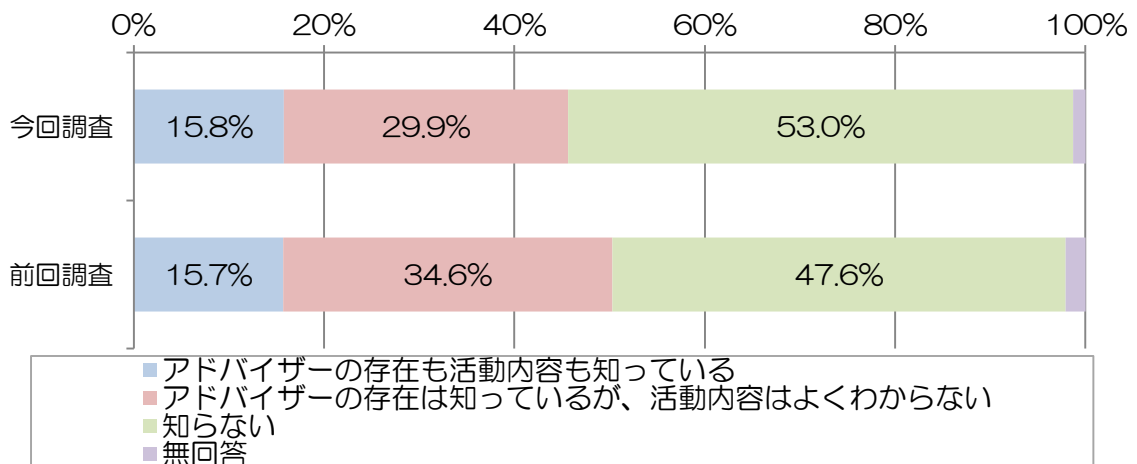
#### ◆民生委員・児童委員の認知【市民調査】



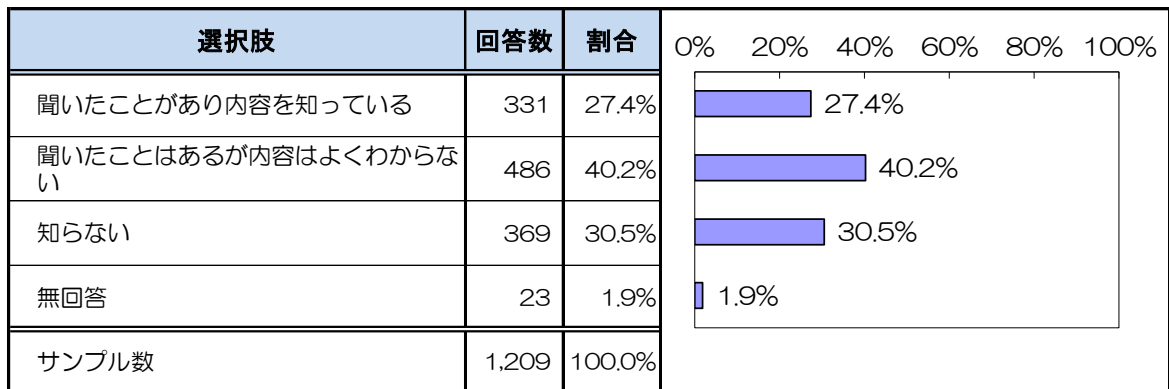
#### ◆居住地域を担当する民生委員・児童委員の認知【市民調査】



◆在宅福祉アドバイザーの認知【市民調査】



◆生活に困窮している人への支援について必要だと考える取組【市民調査】

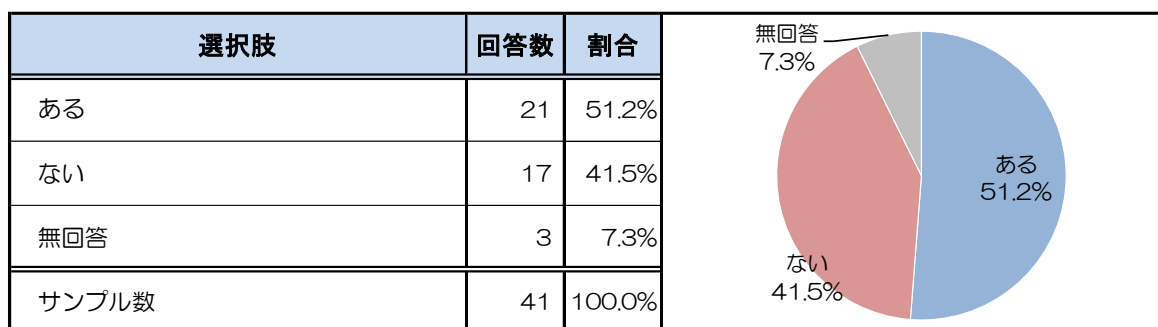


## (5) 福祉関係事業所（者）の状況について

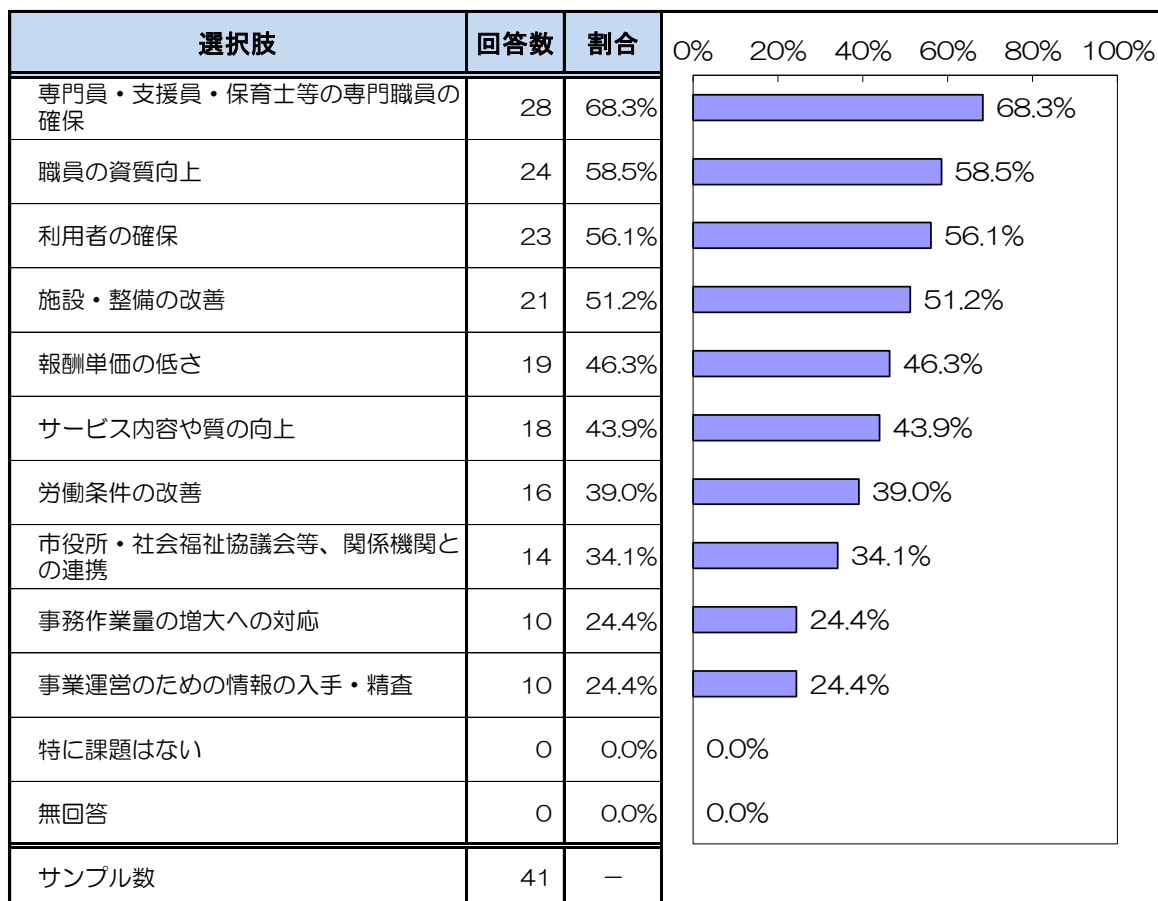
福祉に対する支援ニーズが複雑化・複合化する中、関係機関・関係団体等が連携することが求められていますが、地域や他の事業所・行政等と連携した取組を行っている事業所（者）は半数程度にとどまっており、更なる連携強化を図ることが求められています。

また、調査に回答した全ての事業所（者）が、専門人材の確保・育成や利用者の確保等を中心に、何らかの課題を抱えていることから、課題解決のための支援策についても検討・実施を行っていくことが求められています。

### ◆地域や他の事業所・行政等との連携した取組の有無【福祉関係事業所調査】



### ◆事業運営において改善したい課題【福祉関係事業所調査】



※複数回答可。回答数上位項目を中心に主要項目のみを抜粋して掲載

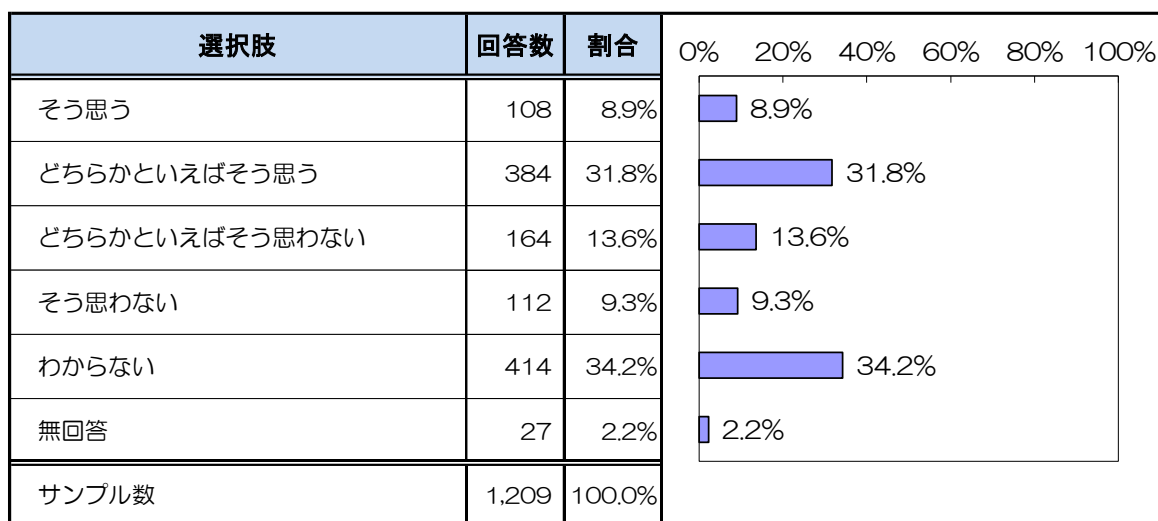


## (6) 再犯防止について

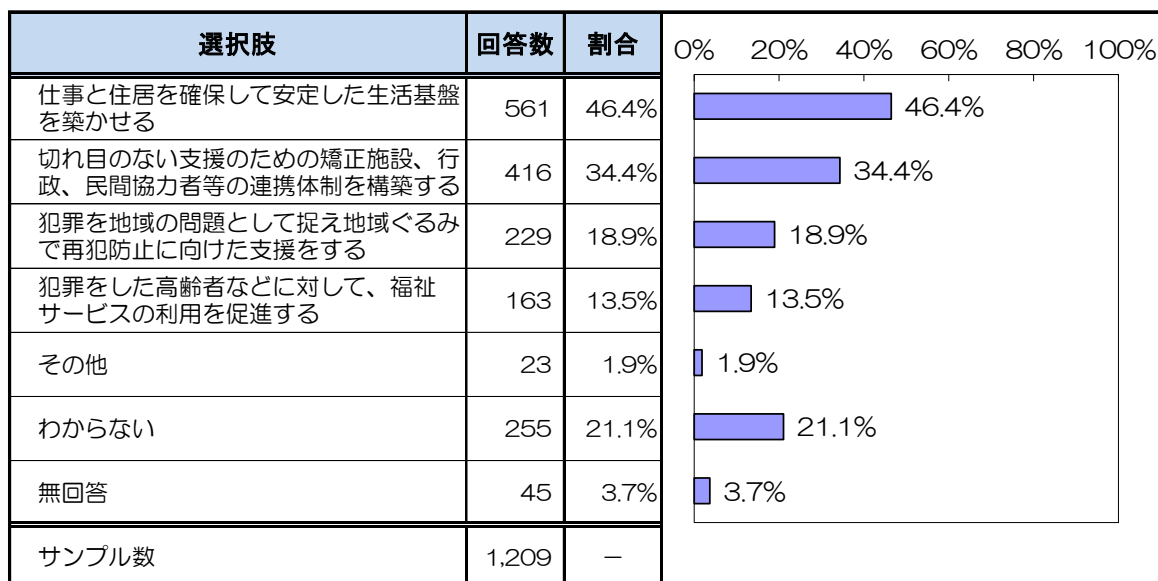
犯罪をした人の立ち直りについて、「協力できることがあれば協力したい（してもよい）」とは思わない」と回答した市民は2割強にとどまっていますが、「わからない」と回答した割合も3割を超えており、今後、再犯防止に関する市民の協力について、周知啓発を図っていくことが求められています。

また、再犯防止において「安定した生活基盤の構築」が重要と考える市民が最も多くなっていることを踏まえ、全ての市民が安定した生活を得ることができる仕組みの構築を図っていくことが求められています。

### ◆犯罪をした人の立ち直りへの協力の意向【市民調査】



### ◆再犯防止のために必要なこと【市民調査】



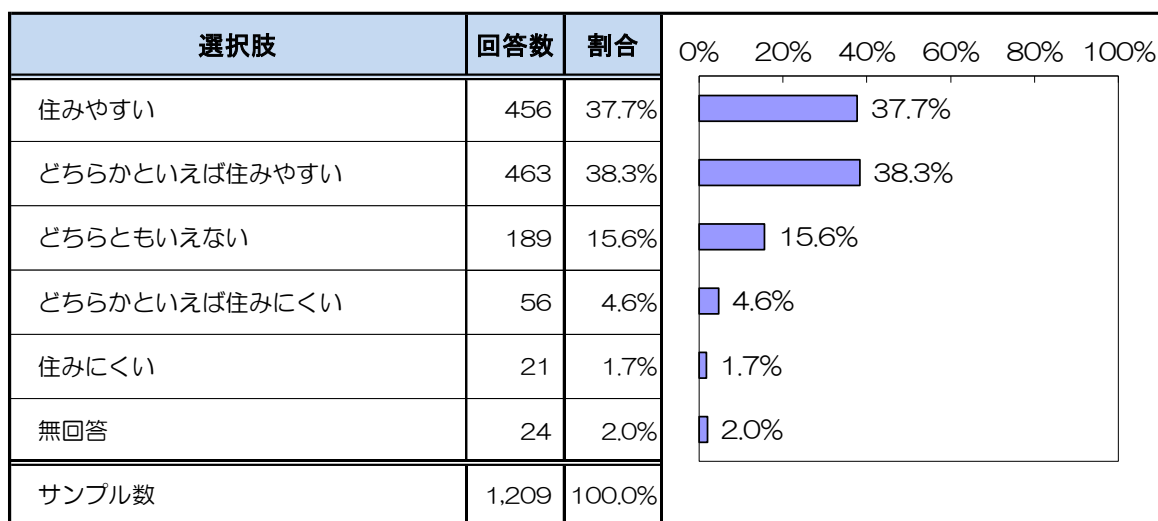
※複数回答可

## (7) 地域福祉全般について

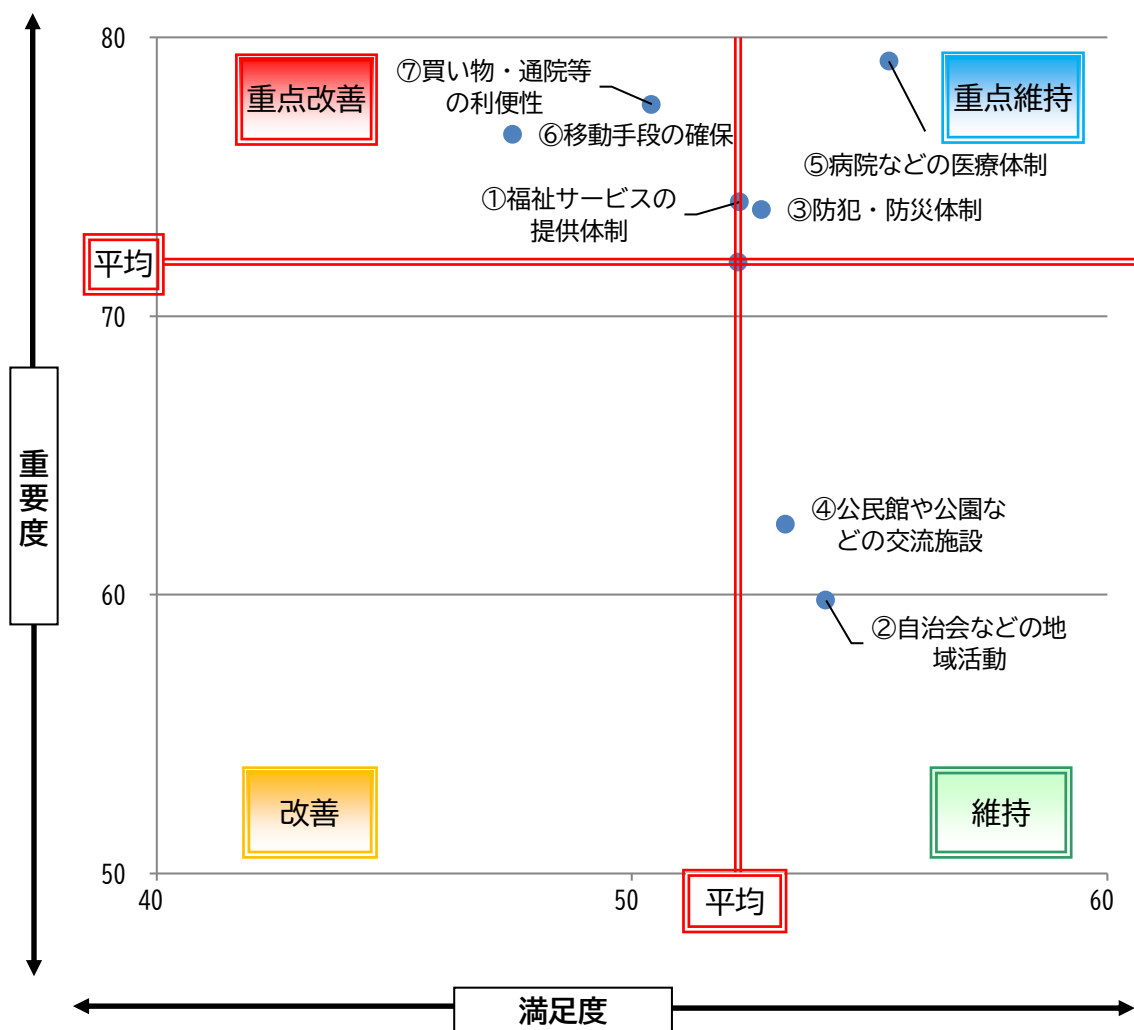
7割を超える市民が「日置市は（どちらかといえば）住みやすい」と回答している中、地域の暮らしに対する満足度・重要度分析では、日置市が重点的に取り組むべき施策として、「移動手段の確保」、「買い物・通院等の利便性」が挙げられています。

また、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために市が推進すべきこと」として、「サービスが利用できない・結びつかない人への対応の充実」、「相談窓口の充実」、「見守りなどの地域で住民が支え合う仕組みづくりへの支援」等が挙げられており、これらの施策についても積極的に推進していくことが求められています。

### ◆日置市の住みやすさ【市民調査】



◆地域の暮らしに対する重要度・満足度【市民調査】



※分類手法

① 回答を下記の基準を基に点数化

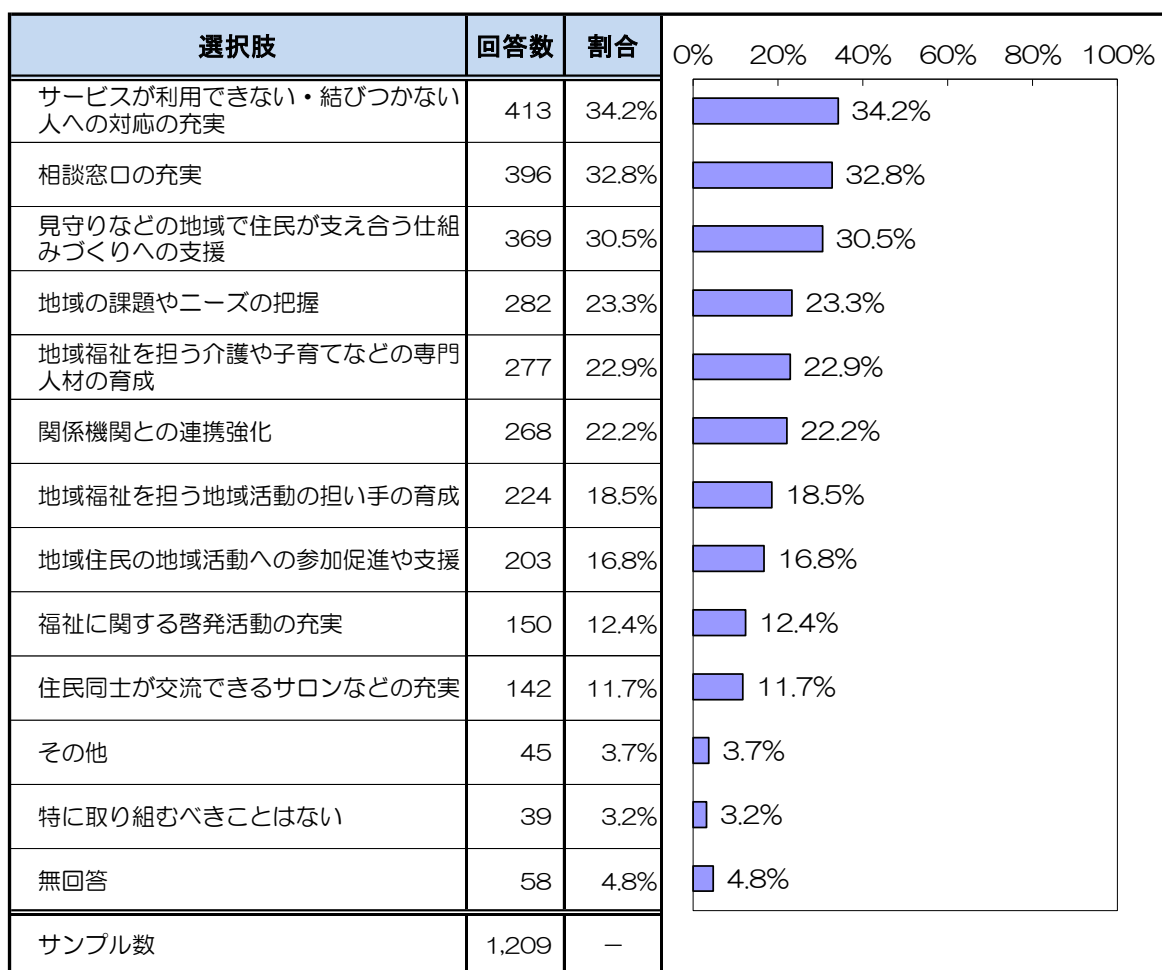
◆重要・満足	100点
◆どちらかといえば 重要・満足	75点
◆普通	50点
◆どちらかといえば 重要ではない・不満	25点
◆重要ではない・不満	0点

② 点数を下記の基準を基に分類

7項目の平均点と比べて

◆重要度・満足度がともに高い	重点維持項目
◆重要度が低く、満足度が高い	維持項目
◆重要度が高いが満足度が低い	重点改善項目
◆重要度・満足度がともに低い	改善項目

◆誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために市が推進すべきこと【市民調査】



※複数回答可

### 3 前期計画の評価

#### (1) 第3期日置市地域福祉計画の評価

##### ① 全体評価

「第3期日置市地域福祉計画」に定めた施策について、日置市担当課職員による評価を実施した結果は下表のとおりであり、おおむね順調に施策を推進できていると言えます。

基本目標	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
基本目標1 誰もが安心して生活できる地域での居場所づくり	6項目 85.7%	1項目 14.3%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%
基本目標2 地域住民などの参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり	7項目 87.5%	1項目 12.5%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%
基本目標3 安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり	14項目 87.5%	2項目 12.5%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%
基本目標4 いきいきとふれあいがあふれる健康なまちづくり	5項目 100.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%
基本目標5 福祉のこころづくり	5項目 100.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%
合計	37項目 37.5%	4項目 53.1%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%

※A評価：推進できている      B評価：概ね推進できている      C評価：あまり推進できていない  
D評価：推進できていない、実施が困難である      E評価：評価不能

## ② 福祉分野における課題として挙げられた主な施策・事業

評価を実施する中において、本市の福祉分野における課題となる施策・事業として、以下のものが挙げられたことから、これらについては、重点的に改善・見直しに取り組む必要があります。

### ・基本目標1 誰もが安心して生活できる地域での居場所づくり

施策の柱	施策・事業
(1) 福祉サービス利用のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉サービスの苦情相談事業</li> <li>■成年後見制度利用支援事業</li> </ul>
(2) 保健・医療・福祉などの連携による総合的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保健・医療・福祉の連携による政策調整システムの構築</li> </ul>
(5) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種相談員の連携</li> </ul>
(7) 高齢者や障がい者の自立への社会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■世代間交流団地の整備</li> </ul>

### ・基本目標3 安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり

施策の柱	施策・事業
(11) 孤立化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■孤立化などの防止に向けた取組の推進</li> </ul>
(15) 生活困窮者自立支援対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就労訓練事業（中間的就労）の推進</li> </ul>

### ・基本目標5 福祉のこころづくり

施策の柱	施策・事業
(2) 福祉への関心づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉施設体験学習会の開催</li> </ul>

## (2) 第3期日置市地域福祉活動計画の評価

### ① 全体評価

「第3期日置市地域福祉活動計画」に定めた取組・事業について、日置市社会福祉協議会職員による評価を実施した結果は下表のとおりであり、おおむね順調に施策を推進できていると言えます。

活動の方向性	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
活動の方向性1 みんなで支えあう仕組みを作りましょう	10項目 40.0%	12項目 48.0%	1項目 4.0%	1項目 4.0%	1項目 4.0%
活動の方向性2 地域等の持つ機能や力を活用し、助け合いの輪を広げましょう	6項目 33.3%	9項目 50.0%	2項目 11.1%	0項目 0.0%	1項目 5.6%
活動の方向性3 意識を高め、活動に参加する体制づくりをしましょう	5項目 33.3%	10項目 66.7%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%
活動の方向性4 地区公民館等組織の連携により、交流の場・地域福祉活動の拠点を明確にしましょう	3項目 50.0%	3項目 50.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%	0項目 0.0%
合計	24項目 37.5%	34項目 53.1%	3項目 4.7%	1項目 1.6%	2項目 3.1%

※A評価：推進できている      B評価：概ね推進できている      C評価：あまり推進できていない  
D評価：推進できていない、実施が困難である      E評価：評価不能

## ② 特に改善・見直しが必要となる取組・事業

評価において、「(あまり) 推進できていない」と評価された取組・事業も一部見られたことから、これらの取組・事業については、重点的に改善・見直しに取り組む必要があります。

取組・事業とその内容	課題と今後の方向性
<p>・ にこにこ子育て応援隊支援講座</p> <p>子育てへの不安感や孤独感を解消し、安心して子どもを産み育てられる地域の子育て支援体制づくりのため、子育て支援講座を開催する。</p>	<p>&lt;課題&gt;</p> <p>例年、参加者の減少がみられることと、コロナ禍での講座の中止。</p> <p>&lt;今後の方向性&gt;</p> <p>令和4年度に日置市役所にこども未来課の新設など日置市において行政が子育て分野に力をいれている現状がある。講座を含む見直し、廃止を検討していく時期にある。</p>
<p>・ ふれあい・いきいきサロン研修会</p> <p>サロン活動の意義や魅力を共有するとともに、課題解決に向けて自由な意見を出し合うふれあい・いきいきサロン研修会を開催する。</p>	<p>&lt;課題&gt;</p> <p>コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。</p> <p>&lt;今後の方向性&gt;</p> <p>日置市福祉課と連携を図り、事業を推進する。with コロナで実施できる研修会を検討していく。</p>
<p>・ 76歳以上ひとり暮らしふれあい給食会</p> <p>市内のひとり暮らしの高齢者の方を対象に、ふれあい給食会を開催し、ふれあう機会を作り、一日ゆっくりくつろいで楽しいひと時を過ごしてもらおう。</p>	<p>&lt;課題&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染リスクの観点から開催困難となり廃止。</p> <p>&lt;今後の方向性&gt;</p> <p>令和3年度に組織を立ち上げ、令和4年度に日吉地域で開始した、有償ボランティアによる「ひおき助けあい隊おきがるサービス」について、令和5年度からは日置市全域で実施する。</p>
<p>・ 通所介護（デイサービス）事業</p> <p>利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護軽減などを図る。</p>	<p>&lt;課題&gt;</p> <p>東市来事業所においては、新型コロナウイルス感染症予防のための利用制限もあり利用者減に大きく影響している。日吉事業所については、令和2年度から事業を休止し、令和3年度末で事業を廃止した。</p> <p>&lt;今後の方向性&gt;</p> <p>費用削減に取り組むとともに選ばれるデイサービスとなるよう、広報活動、ADLの維持とQOLの向上への取り組み、事業職員によるサロン支援等地域との交流を行う。</p>



## **第3章 計画の基本的な考え方**



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

福祉についてはこれまで、高齢者や障がい者、子どもといった対象者ごとに分けて捉えられることが多くなっていました。

しかし、社会が大きく変わっていく中で、日置市においても、地域福祉に係る問題は複雑化し、一つの法律や制度では対応できない複合的な問題を抱えたり、制度の狭間に追いやられたりする人も増えてきています。

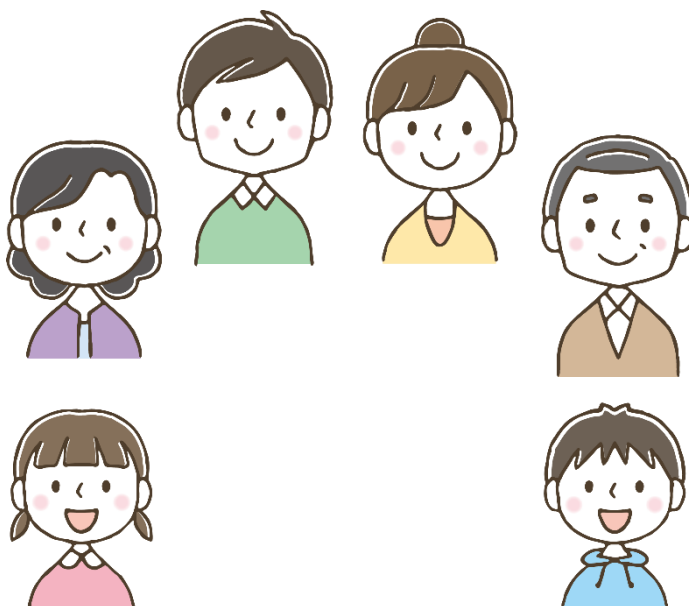
そのような状況において、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」を実現することが求められています。

また、持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」においては、「誰一人取り残さない社会」の実現が掲げられており、地域福祉の推進が不可欠な要素となっています。

本計画では、これらの考え方を踏まえた基本理念として、「“とも” に生き 共に創る みんなが暮らしやすいまち ひおき」を掲げ、市民、地域、事業者、日置市社会福祉協議会、行政等のあらゆる主体の参画による地域共生社会の実現を目指します。

“とも” に生き 共に創る

みんなが暮らしやすいまち ひおき



## 2 基本目標

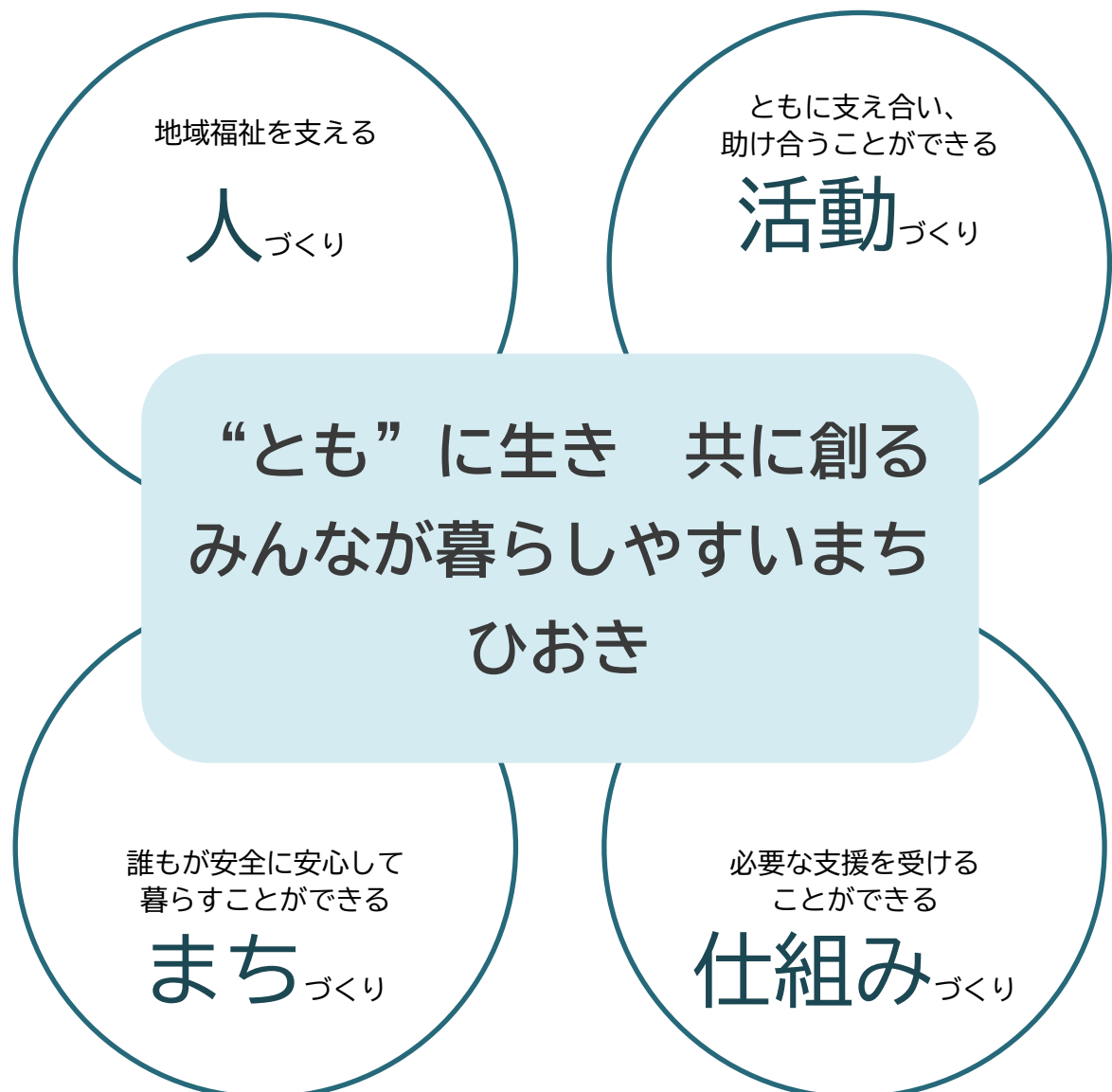
基本理念の実現のため、以下の4つの基本目標を定め、基本目標と基本目標に関連する基本施策を総合的に推進します。

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

基本目標2 とともに支え合い、助け合うことができる活動づくり

基本目標3 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり

基本目標4 必要な支援を受けられることができる仕組みづくり



### 3 施策の体系

#### 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

---

- (1) 地域を支える人づくりの推進
- (2) 専門人材育成の推進

#### 基本目標2 とともに支え合い、助け合うことができる活動づくり

---

- (1) 市民による福祉活動の推進
- (2) 市民同士の交流の促進

#### 基本目標3 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり

---

- (1) 生活環境の整備の推進
- (2) 防災・防犯・事故防止対策の充実
- (3) 市民の人権を守るための取組の推進

#### 基本目標4 必要な支援を受けることができる仕組みづくり

---

- (1) 包括的な相談支援体制の確保
- (2) 福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保
- (3) 関係機関同士の連携体制の強化
- (4) 必要な支援に適切につながる可以保证体制の確保



## 第4章 施策の方向





## 第4章 施策の方向

社会保障は、自分のことを自分でする「自助」、家族や地域、ボランティア、NPO等によって支え合う「互助」、社会保険制度の中でリスクを共有する者同士が支え合う「共助」、その他公的な支援による「公助」で構成されています。

そして、「自助」と「互助」、すなわち個人や家庭、地域等による支えを前提に、それらを「共助」と「公助」が補完するという考え方によって成り立っています。

本計画では、この考え方も踏まえ、基本施策ごとに「市民の役割」と、それを支える取組を含む「日置市及び日置市社会福祉協議会が推進する主な取組」について、それぞれ決めました。

なお、本計画に定める取組については、新型コロナウイルス感染症の影響等の外的要因により、実施が困難となる可能性も考えられます。

掲載している内容については、令和5年3月時点における方向性を示したものであり、事業の実施等にあたっては、感染症の感染状況等も踏まえつつ、必要に応じて実施内容の変更・見直し等を行いながら推進を図ります。

### 福祉における自助・互助・共助・公助

#### 自助

就労による生計の維持、健康の維持増進に努めるなど、自分や家族の生活を自分たち自身で守る



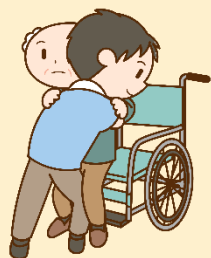
#### 互助

ボランティア活動や住民組織の活動などの制度化されていない活動により、住民同士が互いに支え合う



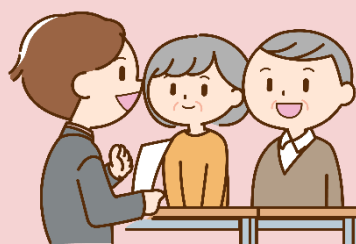
#### 共助

医療・介護・年金などの保険制度において、個人や世帯だけでは負担することが難しいリスクを共有することで支え合う



#### 公助

保険制度における公費負担やその他サービス・支援の提供について、行政が税を活用して行う



## 基本目標 1 地域福祉を支える人づくり

人口減少や少子高齢化が今後も中長期的に進行していくことが予想される中、地域福祉を支える人材の育成・確保は必要不可欠であり、各種福祉サービスの提供に携わる専門人材の育成・確保はもちろんのこと、市内各地域において地域福祉活動の担い手となる人材の育成・確保も大変重要です。

しかし、各種調査結果では、地域活動への市民の参加頻度の低下傾向がみられる状況や、多くの福祉事業者が専門人材の育成・確保に課題を抱えている状況が明らかにされており、地域福祉を支える人材の育成・確保は本市の大きな課題であると考えられます。

以上の状況を踏まえ、福祉活動を行う地域人材及び専門職等の福祉人材の育成・確保による「地域福祉を支える“人”づくり」を推進します。

### (1) 地域を支える人づくりの推進

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治会に加入します。</li> <li>■ 地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。</li> <li>■ 福祉に関する研修会や講演会、イベント等に積極的に参加します。</li> </ul>
市	<p>① 地域活動を行う人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治会活動に係る周知啓発 自治会活動への理解・参加を促進するため、地域自治会長連絡協議会とも連携しながら、自治会加入について市民にPRを行うとともに、自治会活動の内容についても周知を図ります。また、市民の転入・転居等を捉えて自治会活動への理解と加入促進を図ります。</li> <li>■ 子育てに係る地域活動の推進 地域が主体的に子育てを支える環境づくりを進めるため、地域子育て支援センターを中心に、子育てサークル等の育成・支援を行います。</li> <li>■ 要配慮（援護）者支援のための研修会の開催 住民や関係機関を対象に、先進地の参考事例等から要配慮（援護）者に対する支援手法等を学ぶ研修会を開催します。</li> <li>■ 介護予防の普及啓発 高齢者等に対し、介護予防に対する考え方や理解を深めるための健康相談、健康教育などを実施します。</li> <li>■ 障がい者のコミュニケーションを支える地域人材の育成 障がい者のコミュニケーションを支える、手話・点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成するための講習会を開催します。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市	<p>② 市民の地域福祉に対する意識・理解の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉に関心を持つ場づくり <p>自治会や地区公民館、各種団体において、地域福祉についての問題や課題、解決方法について市民が主体的に考え、話し合う機会づくりを推進します。また、広く市民に地域福祉の考え方、助け合い活動の大切さについて知ってもらうため、地域福祉について話し合う場の提供に努めます。</p> </li> <li>■ 福祉施設体験学習会の開催 <p>各種福祉施設等と連携を図りながら、地域の福祉施設において、体験学習会を開催し、福祉への関心づくりや、福祉施設で生活する方たちへの理解・交流促進、福祉ボランティア活動への参加促進を図ります。</p> </li> <li>■ 家庭や地域の教育力の向上の推進 <p>学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高めるため、「おひさま運動」を展開し、学校行事やPTA活動、子ども会活動などの機会を通じて指導・啓発に努めます。また、家庭や地域の教育力の向上を図るため、公民館などにおいて、子どもの発達状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、地域や保育所等、幼稚園、小・中・義務教育学校と連携し、家庭教育学級や育児関連講座などの学習機会や情報の提供体制の充実を図ります。</p> </li> <li>■ 青少年健全育成活動の充実 <p>地域全体で子どもを支える環境づくりを進めるため、行政や学校、PTA、民生委員・児童委員、地域住民が参加して相互に情報を交換し、認識を共有することにより児童生徒の健全育成に関する意識の高揚を図ります。</p> </li> <li>■ 高齢者学級等事業 <p>高齢者の生きがいづくりや福祉の心づくりを図るため、中央公民館や地区公民館が取り組む高齢者学級や成人学級等を開催します。</p> </li> <li>■ 元気まつりの開催 <p>広く市民の介護予防・健康づくりに関する意識の向上を図ります。</p> </li> <li>■ 障がいに対する市民の理解促進 <p>市民の障がいに対する理解を促進するため、障がいについての講習会や研修会、日置市障がい者福祉大会の開催を始めとする広報・啓発活動に取り組みます。</p> </li> </ul> <p>③ 子どもに対する福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心を育てる教育の推進 <p>子どもたちの互いを尊重し助け合う心を育むため、地域の伝統文化、人物、自然、産業といった魅力ある素材を教材として活用する「ひおきふるさと教育」における豊かな体験活動を推進します。</p> </li> <li>■ 教科用図書などを活用した道徳教育の推進および道徳授業の充実 <p>学校教育において、教科用図書などの活用を図りながら、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。</p> </li> </ul>

取組主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>福祉体験学習の推進</b> 学校などからの要請に基づき、関係機関と連携・協力しながら、高齢者の疑似体験や車いす体験などを実施します。</li> <li>■ <b>福祉意識醸成のための出前講座の実施</b> 児童生徒の福祉意識の醸成を図るため、学校や地域に出向き、福祉に関する行政出前講座を実施します。</li> <li>■ <b>いのちふれあい体験事業</b> 命の尊さや家族の大切さなどについて考え、自己肯定感を高める機会として、各中学校において、思春期教室を実施します。</li> <li>■ <b>ボランティア活動協力校の活動支援</b> 日置市社会福祉協議会が学校等と連携して、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域での具体的な体験活動を通して、思いやりの心を育て、お互いに連帯し、助け合う力を養い、併せて家庭や社会への啓発を図る活動に対する支援を行います。</li> </ul>
市社協	<p>① <b>地域活動を行う人材の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>ボランティア養成講座の開催</b> 福祉の担い手を養成するため、ボランティア養成講座を定期的で開催します。</li> <li>■ <b>ひおきよりそい支援員活動の推進</b> 生きづらさを抱えた人が住み慣れた地域で安心して心豊かに「その人らしい」生き方ができるよう、寄り添って支援する「ひおきよりそい支援員」を養成し、その活動を支援します。</li> <li>■ <b>心配ごと相談員研修の開催</b> 市民からの相談に、適切な助言や援助を行う「心配ごと相談員」の研修を行い、相談体制の充実や在宅福祉の推進に努めます。</li> <li>■ <b>介護予防ボランティア研修会の開催</b> 介護予防ボランティアを対象とする研修会を開催します。</li> <li>■ <b>手話奉仕員養成講座の開催</b> 聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>■ <b>災害支援研修会の開催</b> 日常的に災害や災害時のボランティア活動について、関心を持ってもらうとともに、災害に備えて地域で何ができるのかを考える機会となる災害支援研修会を開催します。</li> <li>■ <b>おもちゃドクター養成講座の開催支援</b> おもちゃ病院の運営体制を確保するため、おもちゃドクターの養成講座の開催を支援します。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市社協	<p>② 市民の地域福祉に対する意識・理解の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉大会の開催 福祉に関する市民の理解を深めるとともに、地域福祉活動がどのように市内各地で展開され、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に貢献しているかを知ってもらう機会として、日置市との共催により日置市社会福祉大会を開催します。</li> </ul> <p>③ 子どもに対する福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉教育の推進 福祉についての理解を深めてもらうため、福祉体験教室や出前講座等を開催します。</li> <li>■ 福祉作文等コンクールの実施 児童生徒の福祉に関する理解と関心、思いやりの心を育てることなどを目的に、市内の小・中・義務教育・高等学校の児童生徒を対象とする福祉作文等のコンクールを開催します。</li> <li>■ サマーボランティアの実施 ボランティア活動について、体験・学習する機会を提供するため、市内の中学生・高校生を対象に、保育所や特別養護老人ホーム等の福祉施設において、夏休み期間中、サマーボランティアを実施します。</li> </ul>

## (2) 専門人材育成の推進

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉に携わる仕事の大切さや魅力について理解を深めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉サービス事業者の人材育成・確保に対する支援 市民のニーズに対応できる福祉サービスの提供体制の確保を図るため、国や県が行う人材育成・確保に向けた施策、関係機関や団体等と連携を図りながら、福祉人材の育成・確保に関する情報提供、福祉に携わる仕事の魅力発信に努めます。</li> <li>■ 行政職員の資質向上 福祉に携わる行政職員に対して研修会等への参加を促進することで、専門的知識の習得を促します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員研修体制の充実 組織の活性化や福祉サービスの向上、職員の意識改革やスキルアップのため、自主研修、職場研修、派遣研修、資格取得研修等の職員研修体制の充実を図ります。</li> </ul>

## 基本目標2 ともに支え合い、助け合うことができる活動づくり

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域住民同士が互いに見守りながら、助け合い、支え合うことができる地域を作り上げていくことの重要性が増しています。

しかし、社会環境や個々の考え方の変化等から、地域住民同士の関係性が弱まる傾向で推移していると言われており、各種調査結果においては、本市においても同様の傾向にあることが示されています。

以上の状況を踏まえ、地域内における見守り・支え合い活動等の市民による福祉活動や、地域住民同士の交流活動の促進による「ともに支え合い、助け合うことができる“活動”づくり」、「必要に応じて、行政や専門機関等による支援に要支援者をつなぐことができる“活動”づくり」を推進します。

### (1) 市民による福祉活動の推進

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 近隣や近所の人同士で、見守りや声かけを行います。</li> <li>■ 地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。【再掲】</li> </ul>
市	<p>① 市民による福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共生・協働のまちづくりの推進 日置市共生・協働のまちづくり指針に基づき、協働のまちづくりについて広く市民に理解を促し、市民の協働のまちづくりへの参加・協力の促進を図ることで、市民やコミュニティ、市の協働による地域福祉の推進を図ります。</li> <li>■ 小地域福祉活動の推進 小学校区等单位の身近な地域において、高齢者等の見守りや青少年健全育成、安全安心に係る活動を行うとともに、地域で課題を共有し、協働により解決に取り組むことができる地域づくりを推進します。</li> <li>■ 市民参加による地域福祉活動の啓発 市民による福祉活動を促進するため、地域で助け合い活動を実践している団体やグループの活動内容を広く市民に広報します。</li> <li>■ 地域参加による学校づくりの推進 学校施設の開放や教育活動における地域の人材の活用、教職員も含めた地域活動の活性化を促進し、地域に開かれた学校づくりを推進します。</li> <li>■ 有償ボランティア活動の促進 市民の自主的・自発的・積極的なボランティア活動への参画を図るため、交通費程度の謝礼のあるボランティア活動についても、普及啓発を行いながら活動の促進を図ります。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市	<p>② 地域活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 集会等施設建設整備事業 市民活動の促進を図るため、自治会が実施する集会所の新築・改修・建替・トイレ改修等の事業に対し、助成を行います。</li> <li>■ 学校開放の促進 学校施設を授業や安全面に支障がない範囲内で地域の交流場所などとして開放し、地域住民による地域活動やスポーツ少年団等の利用促進を図ります。</li> <li>■ 自治会の育成・支援 地域自治会長連絡協議会と連携し、自治会相互の活動に関する情報共有等を図りながら、地区公民館との協働による自治会の主体的な自治活動を支援します。</li> <li>■ 自治会活動に係る周知啓発【再掲】 自治会活動への理解・参加を促進するため、地域自治会長連絡協議会とも連携しながら、自治会加入について市民にPRを行うとともに、自治会活動の内容についても周知を図ります。また、市民の転入・転居等を捉えて自治会活動への理解と加入促進を図ります。</li> <li>■ 青少年の地域活動の推進 青少年の地域社会の一員としての自覚と関心を深めるため、地区公民館や自治会の子ども会育成会や青少年育成部等と連携して、多様な地域ボランティア活動を支援します。</li> <li>■ 各種公民館活動の推進 地区住民のニーズや地区の特性を活かした公民館講座や自主講座の取組を支援します。</li> </ul> <p>③ 地域人材による活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民生委員・児童委員活動への支援 民生委員・児童委員の自主性を尊重しつつ、多様化する福祉ニーズに対応し、地域住民一人ひとりの立場に立った相談・支援活動を円滑に行うことができるよう、民生委員・児童委員協議会活動及び研修活動を支援するとともに、民生委員・児童委員との情報共有及び定期的な情報交換を行います。</li> <li>■ 民生委員・児童委員活動の広報強化 必要に応じて、民生委員・児童委員への相談を行うことができるよう、また、相談・支援活動が円滑に進むよう、広報紙や市ホームページ等における活動内容の広報・PRを強化し、市民に対する民生委員・児童委員活動の浸透を図ります。</li> <li>■ 在宅福祉アドバイザー活動の推進 在宅福祉アドバイザーは、自治会の高齢者や障がい者など、支援を必要とする世帯を巡回訪問し、安否確認や声かけなどの見守り活動を行う市民で、市長が委嘱しています。在宅福祉アドバイザーの育成と活動の周知を図りつつ、民生委員・児童委員や関係機関との連携による活動を推進します。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>母子保健推進員活動の推進</b> 地域の育児環境に応じた子育てを支援するため、母子保健推進員による訪問活動による、市民と行政とのパイプ役としての活動を推進します。</li> <li>■ <b>保健推進員活動の推進</b> 市民の健康づくり意識の醸成を図るため、地域で啓発活動を担う「保健推進員」を選出し、研修会を開催し健康づくり等への知識を深めた上での啓発活動を推進します。</li> <li>■ <b>食生活改善推進員活動の推進</b> 市民の健康増進を図るため、市民の食生活に関する正しい知識の普及活動を行う「食生活改善推進員」の活動を支援します。</li> <li>■ <b>運動普及推進員活動の推進</b> 運動普及推進員は、運動を通して市民の健康づくりを支援し、「日置市元気な市民づくり運動」を推進するボランティアで、市長が委嘱しています。筋ちゃん広場や市民歌体操の啓発活動を推進していくとともに、関係団体等との連携を図りながら活動を支援します。</li> </ul> <p>④ <b>子育てに関する地域活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>子育てに係る地域活動の推進【再掲】</b> 地域が主体的に子育てを支える環境づくりを進めるため、地域子育て支援センターを中心に、子育てサークル等の育成・支援を行います。</li> <li>■ <b>子育てボランティア活動に対する支援</b> 市内で活動している子育てに関するボランティアグループ等について、活動を支援するとともに連携を図ります。</li> </ul> <p>⑤ <b>健康づくり・介護予防等を目的とした地域活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>地域における「元気な市民づくり運動」の推進</b> 地区公民館や自治会を中心に、地域特性に合わせた学習や話し合い活動、栄養・運動教室などの主体的な健康づくりの活動を支援します。</li> <li>■ <b>地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進</b> 市民の健康づくりや交流を図るため、スポーツ推進委員や地域の体育部等による、ニュースポーツなどを通じた地域での健康づくり活動を推進します。</li> </ul> <p>⑥ <b>支援を必要とする人を支える地域活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>見守り活動の充実</b> ひとり暮らしの高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー、自治会、地区公民館などと連携するとともに、金融機関やコンビニ等の民間事業所と地域における見守り活動に関する協力協定を結ぶことで、多様な主体の参画による見守り活動を推進します。</li> </ul>



取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>当事者団体の活動支援</b> 障がい者の家族の会などの当事者団体に対し、福祉活動や団体の自立運営に対する側面的支援を行います。</p>
市社協	<p>① <b>市民による福祉活動の推進</b></p> <p>■ <b>地区公民館等の組織と連携及び地域福祉活動の推進</b> 「“とも”に生き 共に創る みんなが暮らしやすいまち ひおき」を実現するため、地区公民館の専門部や自治会等と連携を図りながら、各地区における地域福祉活動の推進を図ります。</p> <p>■ <b>小地域福祉活動の推進</b> 隣近所において、要保護児童や障がいのある人、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、その介護者などの援助が必要な人々が安心して暮らすことができるよう、お互いが支え合う地域社会づくりのための小地域福祉活動に対する支援を行います。</p> <p>■ <b>生活支援体制整備事業</b> 生活支援体制整備事業は、地域住民による互助を中心とした高齢者に対する生活支援サービス等を地域で推進するため、コーディネーターの配置や協議体の設置を行う事業です。各地域の課題を整理し、地域住民のニーズに応じた生活支援サービス等の展開支援に努めます。</p> <p>■ <b>共同募金の推進</b> 募金の趣旨に関する広報紙やSNSを活用した市民への理解促進を図るとともに、募金活動の在り方の検討を行いながら、市民運動として推進します。</p> <p>■ <b>日本赤十字社事業の推進</b> 市民への日本赤十字社が行う活動に対する広報紙やSNS等を通じた理解促進を図るとともに、赤十字会員増強運動を推進します。</p> <p>② <b>地域活動に対する支援</b></p> <p>■ <b>児童・青少年福祉活動への支援</b> 社会の宝である児童・青少年の健全育成を図るため、地域における児童・青少年の活動に対する支援を行います。</p> <p>■ <b>老人福祉活動への支援</b> 高齢者が知恵と経験を生かし一定の役割を果たすことが健康・長寿につながることから、地域における高齢者の活動を支援します。</p> <p>■ <b>障がい児・者福祉活動への支援</b> 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「日置市手をつなぐ育成会」の事務局運営など、障がいのある人を中心に、家族、地域社会、関係機関が相互に連携し合う福祉活動に対する支援を行います。</p>

取組主体	主な取組
市社協	<p>■ 母子・父子福祉活動への支援 母子・父子世帯の社会的な自立や、母子・父子家庭の交流の場を提供する活動等に対する支援について、日置市が実施する事業等を踏まえた検討を行いながら推進します。</p> <p>■ 福祉育成・援助活動への支援 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域における福祉に関する悩みごとを解決していく体制づくりや、見守り・声かけ活動等に対する支援を行います。</p> <p>③ 支援を必要とする人を支える地域活動の推進</p> <p>■ 福祉ネットワークの活用による見守り活動の推進 高齢者に対する見守り活動を推進するため、ふれあい・いきいきサロン支援者研修会や高齢者給食、共同募金事業等において、民生委員・児童委員や自治会長、運動普及推進員等の支援者との情報交換等を行います。</p> <p>■ 要支援者に対する安否確認活動の推進 ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの地域で支援を必要としている一人ひとりに対し、地域の中で孤立することなく、安心して生活ができるよう、見守り・声かけ等の安否確認活動を推進します。</p> <p>■ 支え合いマップづくりの推進 支え合いマップは、地域における「気になる人」とそれに関わる人を線で結ぶもので、誰ひとり取りこぼさないセーフティーネットの構築につながります。未作成地域における作成促進と作成済み地域に対するフォローアップを推進し、地域ならではの「お茶のみ会」等の身近な支え合いにつながる「お宝」の発掘や「気になる人」の地域でのつながりについて、確認・情報共有を行います。</p> <p>■ 住民参加型福祉サービスの推進 ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの地域で支援を必要としている一人ひとりが、地域の中で孤立することなく、安心して生活ができるよう、買い物やゴミ出し等の日常生活支援を地域での助け合い活動として実施するための支援を行います。</p> <p>④ ボランティア活動の推進</p> <p>■ ボランティアセンターの円滑な運営と整備 地域福祉の拠点としての役割をもつボランティアセンターについて、市や関係機関との連携強化を図りながら、市民のボランティア活動を円滑に進めるための機能や災害等の発生に備えた体制の充実に努めます。</p> <p>■ ボランティアセンター活動の推進 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、みんなが参加しやすいボランティア活動を推進するとともに、市民ボランティアに対する意識の向上を図ります。</p>

取組主体	主な取組
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>有償ボランティア活動の推進</b> 生活の中での困りごとを助け合える地域づくりとともに、気兼ねなくサービス・支援を受けられることにつながることを目的に導入した有償ボランティアの仕組み「ひおき助けあい隊おきがるサービス」について、市内全域での展開を推進します。</li> <li>■ <b>ボランティアに関する広報の実施</b> 市民がボランティア活動に取り組みやすい環境を作り出すため、ボランティアセンターの運営やボランティア講座を始め、ボランティア全般について社協だより等を通じた広報を行います。</li> <li>■ <b>ボランティア養成講座の開催【再掲】</b> 福祉の担い手を養成するため、ボランティア養成講座を定期的を開催します。</li> <li>■ <b>おもちゃ病院の開院</b> 動かなくなったり、止まったりしたおもちゃを修理することで、子どもたちの物を大切に作る心や修理により再び動くことへの興味を育むことや、おもちゃの修理を通じた仲間づくりや子育て支援、ボランティア活動の促進を図ることを目的におもちゃ病院を開院します。</li> <li>■ <b>おもちゃドクター養成講座の開催支援【再掲】</b> おもちゃ病院の運営体制を確保するため、おもちゃドクターの養成講座の開催を支援します。</li> <li>■ <b>ボランティア活動協力校の活動支援</b> 児童生徒の社会福祉への理解と関心を深めるとともに、児童生徒を通じて家庭や地域社会における福祉意識を醸成するため、福祉教育カリキュラムの充実と学校との連携強化を図りながら、市内の小・中・義務教育・高等学校のボランティア活動を支援します。</li> <li>■ <b>ボランティア活動協力校相互研修会の開催</b> ボランティアに対する理解向上を図るため、ボランティア活動協力校に対し、活動の在り方や活動事例等に関する研修会を開催します。</li> <li>■ <b>サマーボランティアの実施【再掲】</b> ボランティア活動について、体験・学習する機会を提供するため、市内の中学生・高校生を対象に、保育所や特別養護老人ホーム等の福祉施設において、夏休み期間中、サマーボランティアを実施します。</li> <li>■ <b>児童・生徒のふれあいボランティア活動事業</b> 次代を担う子どもたちの社会参加とボランティア活動を始めるきっかけづくりや活動継続への定着の励みとするため、認定証の交付等を行います。</li> </ul>

## (2) 市民同士の交流の促進

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域での会合や交流の場などに積極的に参加します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の交流拠点の整備 地区公民館や自治会公民館、空き家等の活用により、地域の交流拠点づくりに対する支援や情報提供を行います。</li> <li>■ ふれあい・いきいきサロンの開催 会食やレクリエーションを通して仲間づくりの輪を広げることで、高齢者などの閉じこもりや孤独感を解消し、地域でいきいきと元気に暮らせることを目的とするサロンを小地域ごとに開催します。</li> <li>■ 筋ちゃん広場の実施 住民がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らしていくことができるよう、住民主体の介護予防事業である「筋ちゃん広場」を市内各地域において推進します。</li> <li>■ 障がい者のスポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 障がい者の社会参加や生活を豊かにするとともに交流活動の推進を図ります。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育てサロンの運営支援 地域を拠点に子育て家庭や地域住民が多様な活動を通じて理解を図りながら、子育てを楽しみ、仲間づくりをしていく子育てサロンの活動を支援します。</li> <li>■ ふれあい・いきいきサロンの運営支援 高齢者の生きがいや仲間づくりの場を提供するとともに、寝たきりや認知症の予防につながるふれあい・いきいきサロンの運営について、遊具の貸出やボランティアのあっせんなど、必要に応じた支援を行います。</li> <li>■ ふれあい・いきいきサロン研修会の開催 より効果的なサロン活動につなげるため、サロン活動の意義や魅力を共有するとともに、課題解決に向けて自由な意見を出し合うふれあい・いきいきサロン研修会の開催について、日置市と連携しながら推進します。</li> </ul>

### 基本目標3 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり

全ての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けるためには、快適にそして、安全に安心して生活できる環境が整備されていることが必要です。

各種調査結果においては、日置市が重点的に取り組むべき施策として、「移動手段の確保」、「買い物・通院等の利便性」が挙げられており、生活環境の整備に対する市民のニーズは高いものとなっています。

また、近年は自然災害が全国的に激甚化・頻発化していることなども踏まえ、防災対策等の強化も求められています。

以上の状況を踏まえ、生活環境の整備や防災・防犯・事故防止、人権擁護等の推進による、快適性や安心性が高く、「誰もが安全に安心して暮らすことができる“まちづくり”」を推進します。

#### (1) 生活環境の整備の推進

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活を支えるサービスについて、情報を積極的に入手し、必要に応じて利用します。</li> <li>■ 外出時には、障がい者等が優先される駐車スペースや優先席等に関するルールを守るなど、周りの人に配慮した行動に努めます。</li> </ul>
市	<p>① 快適な住まいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者・障がい者などに配慮した住居改善 高齢者などが安心して自立した生活を営めるよう、公営住宅の建替や改修の際には、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化に努めます。</li> <li>■ シルバーハウジング事業 自立はしているが日常生活に不安のある高齢者世帯が、安全かつ快適に生活を営むことができるよう、バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による生活指導や相談等の提供を併せて行います。</li> <li>■ サービス付き高齢者向け住宅の普及促進 民間事業者等が設置・運営するサービス付き高齢者向け住宅について、利用相談に応じるとともに、その普及を促進します。</li> </ul> <p>② 安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ユニバーサルデザインの推進 ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組みます。また、公共施設の新設・改修の際、ユニバーサルデザインの考え方を尊重した整備を推進します。</li> <li>■ 歩行空間の整備 車道と歩道との段差解消、誘導用ブロックの整備など、誰でも安心して通行できる歩行空間の計画的な整備を推進します。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>公園施設の充実と安全性の確保</b> 安心して子育てができる生活環境づくりのため、既存の公園の充実と安全性の確保に係る整備に計画的に取り組めます。</li> <li>■ <b>高齢者・障がい者などに配慮した施設整備</b> 高齢者や障がい者などが地域で安心して快適な生活を送れるよう、生活や活動の障壁となる段差などを取り除いた施設の計画的な整備を推進します。</li> <li>■ <b>バスの低床化等の取組</b> 公共交通機関に対し、乗り降りのしやすい低床バスの導入を要望します。また、公用車におけるステップ付き車両の導入を推進します。</li> <li>■ <b>障がいのある児童生徒に配慮した学校施設の整備</b> 障がいのある児童生徒が良好な環境で教育を受けられるよう、就学状況に応じた学校設備の改善・充実を図ります。</li> </ul> <p>③ <b>移動手段の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>生活交通路線の確保</b> 市内の地域間の移動が円滑に行えるよう、市民生活に不可欠なバス路線の維持に努めるとともに、持続可能な公共交通のあり方を検討します。</li> <li>■ <b>地域内交通の構築</b> 日置市地域公共交通計画等に基づき、各地域の現状に合わせた乗合タクシーの運行や新たな移動手段の導入を検討します。</li> <li>■ <b>福祉有償運送事業</b> 福祉有償運送事業は、移動に際し、他人の介助が必要な人などの移動手段を確保するため、社会福祉法人等による福祉的位置づけを持つ有償運送を行う事業です。利用者のニーズを踏まえたサービス提供に係る登録事業者への啓発を行うとともに、民間が運行する福祉タクシーの普及を図ります。</li> <li>■ <b>福祉バス運行事業</b> 社会活動の促進を図るため、各種福祉団体の移動手段の確保を図る当事業について、本支所福祉バスの有効活用を図ることで、利用団体の活動促進を図ります。</li> <li>■ <b>地域内交通への機能追加の検討</b> 地域内交通について、旅客輸送としての機能以外の買い物代行や小貨物輸送、見守り代行等の機能追加について検討を行います。</li> </ul>

## (2) 防災・防犯・事故防止対策の充実

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の避難場所や防災・防犯・事故防止に関する情報の積極的な入手に努めます。</li> <li>■ 防災訓練や防災・防犯・事故防止等に関する講習会等に積極的に参加します。</li> <li>■ 近隣に災害時等の避難が難しい人がいる場合には、可能な限り支援ができるよう、事前に本人や家族、地域の人などと話し合っておきます。</li> </ul>
市	<p>① 防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時要配慮者に対する支援の推進 ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、自力での避難が難しい「避難行動要支援者」に対し、個別支援計画の作成や災害発生時の情報収集窓口の一本化による支援指示体制の確立などの支援体制の構築を図ります。</li> <li>■ 要配慮（援護）者登録制度の充実 関係機関との情報共有と定期的な情報更新を行いながら、日常生活における要配慮（援護）者に対する支援体制を充実させるとともに、当制度の災害時避難への活用を図ります。</li> </ul> <p>② 防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進 地域の自主防犯活動を推進するとともに、警察関係機関等と連携した防犯活動の強化を図ります。また、子どもへの被害が発生した場合には、被害を受けた子どもとその保護者に対するきめ細かな支援の提供に努めます。</li> <li>■ 新入学児童に対する防犯ブザーの配布 児童に対する犯罪を未然に防止するため、小学校及び義務教育学校に入学する全ての児童に対し、防犯ブザーを配布します。</li> <li>■ 悪徳商法等に関する情報の発信 悪徳商法等による被害を防止するため、ホームページや広報紙等において、事例紹介や消費者トラブルにあわないための対策、被害にあった場合の解決方法等に関する情報を発信します。</li> <li>■ 消費生活出張講座の実施 悪質商法等による被害を防止するため、地域等からの要請に応じて出前講座を実施します。</li> <li>■ 消費生活相談の実施 日置市消費生活センターに専門の相談員を配置し、悪徳商法等の被害にあった場合の対応や、被害にあわないための事前相談に対応します。</li> <li>■ 空き家対策の推進 景観を損ねるだけでなく、防犯上のリスクとなる空き家問題の解決に向け、利活用及び解体に向けた支援の提供などの対策を推進します。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>再犯防止の推進</b> 再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪をした人の再犯防止について、多様化する社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員となれるよう、関係機関が連携した取組を推進します。</p> <p>③ <b>交通安全対策の推進</b></p> <p>■ <b>交通安全の啓発の推進</b> 関係機関と協力し、保育所や学校などの依頼に応じて、自転車教室や映写会などの交通安全教室を実施するなど、様々な機会を通じた交通安全の啓発を推進します。</p> <p>■ <b>交通安全推進団体の育成・支援</b> 地域や家庭での交通安全教育の推進を図るため、交通安全指導員やPTAなどの交通安全推進団体の支援を行います。</p>
市社協	<p>① <b>防災対策の推進</b></p> <p>■ <b>福祉救援における体制づくり</b> 市の総合防災訓練に合わせ、非常食の炊き出しやボランティア受付、マッチング等の訓練を実施し、災害時に即応できる体制づくりを進めます。また、行政や消防、警察、日本赤十字社、福祉施設等の関係機関と連携を図りながら、災害時における救援体制づくりに努めます。</p> <p>■ <b>災害支援研修会の開催【再掲】</b> 日常的に災害や災害時のボランティア活動について、関心を持ってもらうとともに、災害に備えて地域で何ができるのかを考える機会となる災害支援研修会を開催します。</p>

### (3) 市民の人権を守るための取組の推進

取組主体	主な取組
市民	<p>■ <b>人権について正しく理解し、人を差別したり、人に暴力をふるったりしないようにします。</b></p> <p>■ <b>DVや虐待等の被害にあっているような人が近くにいたら、専門機関に通報します。</b></p>
市	<p>① <b>男女共同参画等の推進</b></p> <p>■ <b>固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しの推進</b> 「日置市男女共同参画基本計画・配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、地域における男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供、推進を担う人材の育成と活用を図ります。</p>



取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>男女の人権が尊重される意識づくり</b>  家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野における暴力に焦点を当てた人権に対する学習や広報に取り組むことで、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。また、家庭内暴力や虐待の被害者等に対する相談支援体制を確保します。</p> <p>■ <b>性的少数者（LGBT）への理解の促進と支援</b>  市民の性的少数者（LGBT）への理解促進を図るため、広報や講座の開催等を通じた周知啓発に努めます。また、相談支援体制の充実やパートナーシップ制度の導入等の性的少数者（LGBT）に対する支援の充実を図ります。</p> <p>② <b>DV防止の取組の推進</b></p> <p>■ <b>暴力を許さない人権教育・啓発の推進</b>  「日置市男女共同参画基本計画・配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、学校や家庭、地域、職域における人権に関する広報・啓発や、配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域に広げるための活動等について、学校や地域、関係機関等と連携しながら取り組みます。</p> <p>■ <b>DV被害等に対する相談体制の確立・強化</b>  地域振興局や児童相談所、県女性相談センター、警察等と連携を図りながら、日置市配偶者暴力相談支援センター機能の充実及び市民に対する啓発、県が作成した「支援者のための相談支援マニュアル」の関係機関への周知等により、相談・保護体制の確立・強化を図ることで、地域等における未然防止・早期発見の仕組みを構築します。</p> <p>■ <b>DV被害等による被害者の保護・安全確保</b>  被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らせるよう、身近な地域で見守り支援が行うことができる環境づくりを推進します。また、支援関係機関と連携・協力し、必要に応じて被害者の安全の確保、適切な保護を行います。</p> <p>③ <b>児童虐待対策の推進</b></p> <p>■ <b>児童虐待に係る広報の実施</b>  児童虐待の未然防止、早期発見につなげるため、虐待は人権侵害であることや通報に関する広報・啓発活動を行います。</p> <p>■ <b>緊急一時保護体制の整備</b>  虐待などを受けている疑いのある児童やその家庭などの状況を早期に把握し、児童相談所に通告を行うとともに、必要に応じて支援に資する事業を活用しながら適切な対応に努めます。</p> <p>■ <b>要保護児童対策地域協議会の活用</b>  児童虐待が発見された際に、要保護児童対策地域協議会において協議を行い、虐待した者や虐待を受けた児童に対し、それぞれのケースに応じた適切な指導・支援が行えるよう努めます。</p>

取組主体	主な取組
市	<p>④ 高齢者虐待対策の推進</p> <p>■ 高齢者虐待予防の推進  虐待予防や早期発見、早期通報につなげるため、高齢者やその家族、民生委員・児童委員、医療機関、福祉サービス提供事業者などを対象に、研修の実施、パンフレットの配布など、あらゆる機会を捉えた広報・啓発を行うことで、地域全体で虐待予防、早期発見・早期対応についての意識の向上を図ります。また、地区公民館等が取り組む見守り活動等との連携を推進します。</p> <p>■ 地域包括支援センターによる虐待防止相談窓口の整備  地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う相談窓口を設置し円滑な運営を図るとともに、地域の介護サービス事業所、各専門機関等との連携による支援体制の強化に努めます。</p> <p>⑤ 障がい者虐待対策の推進</p> <p>■ 障がい者に対する虐待防止に関する普及啓発の推進  障がい者に対する理解と虐待防止に係る広報を広報紙や市ホームページで展開します。また、パンフレットの作成・配布や障がい者福祉大会等における啓発活動を行います。</p> <p>■ 自立支援協議会専門部会の設置  障がい者団体や学校、警察、消防、司法関係者、民生委員・児童委員、相談支援事業所、保健所で構成された自立支援協議会権利擁護部会を設置します。虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関などの協力体制や支援体制に関する協議等を行うことで、虐待に対する相談支援体制の強化を図ります。</p>

## 基本目標4 必要な支援を受けることができる仕組みづくり

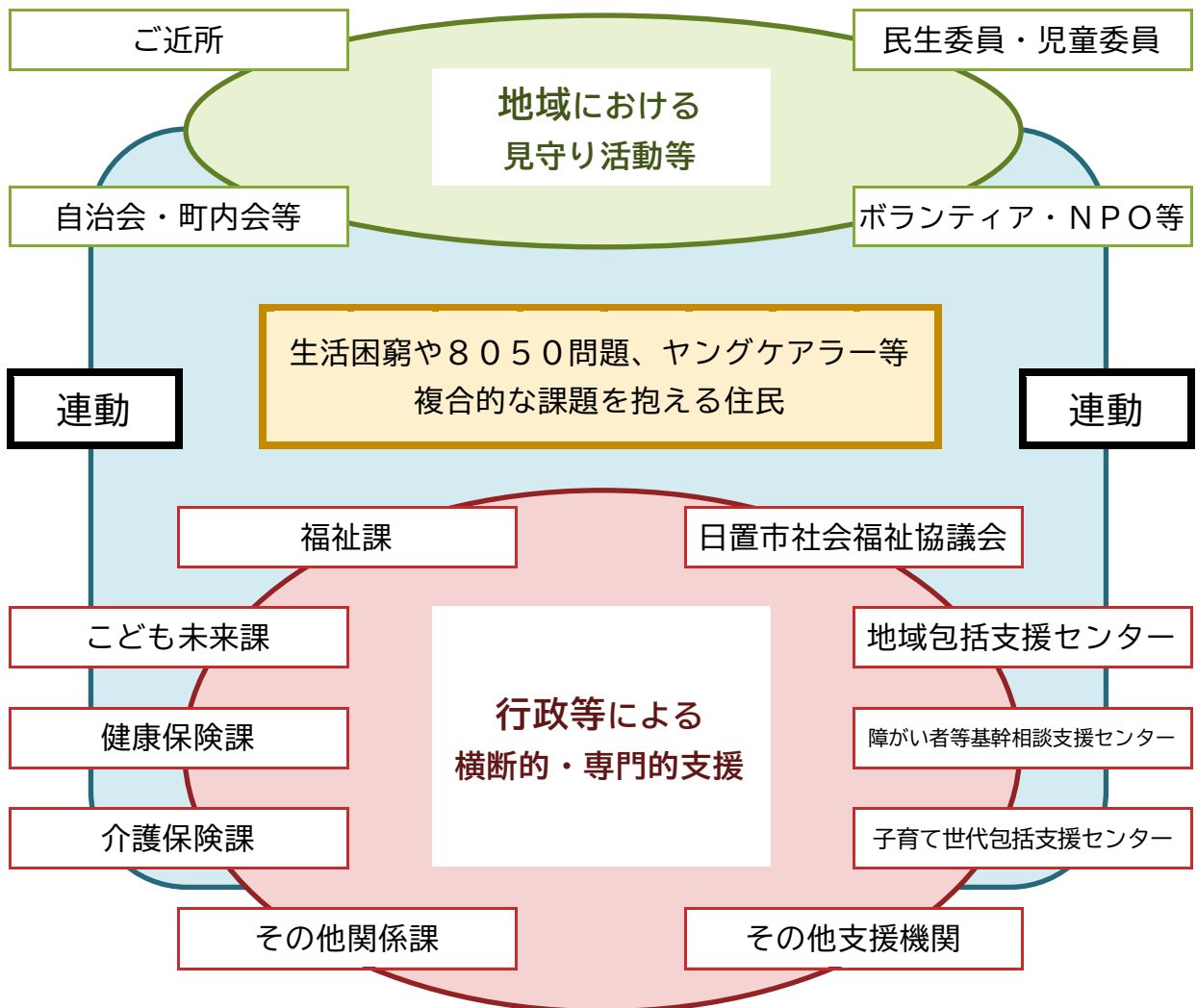
福祉サービスのニーズ量の増減、複雑化・複合化した問題や既存の制度では対応できない問題を抱える人の増加がみられる中、包括的な支援体制を構築することが求められています。

また、支援の提供を必要とする人が、適切な支援を確実に受けることができるよう、速やかに適切な支援につながるができる体制の構築も求められています。

さらに、少子高齢化の進行や、各種調査結果において老後や健康、経済面等に対する悩みや不安を抱えている市民が多くなっている状況なども踏まえ、児童福祉や高齢者福祉、健康増進、生活困窮者支援等における諸課題に重点的に取り組む必要があると考えられます。

以上の状況を踏まえ、各種サービス・支援の提供体制の確保、関係機関同士の連携体制の強化等による包括的な支援体制の構築、支援を要する人が必要な支援につながるができる体制の確保による「必要な支援を受けることができる“仕組み”づくり」を推進します。

日置市における包括的支援体制イメージ



(1) 包括的な相談支援体制の確保

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 困りごとがあったらいつでも相談できるよう、住んでいる地域の民生委員・児童委員や、行政や民間が開設している相談窓口の情報を積極的に入手します。</li> </ul>
市	<p>① 包括的な相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 包括的支援体制の整備 相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施を検討するなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進します。</li> <li>■ 各種相談員の連携体制の強化 個々の事例について重層的な対応・支援を行うことができるよう、各種相談員間の連携体制の強化を図ります。</li> </ul> <p>② 児童分野における相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育てに係る包括的な相談支援体制の構築 妊娠期から子育て期まで安心して子育てを行うことができるよう、日置市子ども支援センター、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターにおいて、子育てに係る相談に対応します。</li> <li>■ 日置市子ども支援センターの充実 教育、保健、福祉の部署が連携して「日置市子ども支援センター」の充実を図り、教育相談員、家庭相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）等による相談活動、研修会等の開催、関係機関同士の連携強化等の子育て支援のための取組を推進します。</li> <li>■ 子育て世代包括支援センター事業 妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援するための市の包括的な窓口として設置された「子育て世代包括支援センター」において、母子保健から子育て支援までの相談や助言、サービス提供の一元化を図ります。</li> <li>■ 地域子育て支援センターの充実 子育てに関する相談・指導などの事業を展開するため地域ごとに設置した子育て支援センターについて、機能の充実を図るとともに、子育て世帯に対する周知徹底による利用促進を図ります。</li> <li>■ 育児・児童相談体制の充実 育児、子どもや保護者の不安に対応するため、日置市子ども支援センターを中心に、育児相談・児童相談の体制を一層充実させるとともに、子育て支援のための関係機関・団体・NPO・サークル等との連携による支援体制の充実を図ります。</li> <li>■ 家庭児童相談室事業 家庭児童相談室事業は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、日置市子ども支援センターを拠点に、児童・保護者を対象とした相談支援を行う事業です。関係機関との連携強化を図りながら継続して実施します。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>妊産婦や新生児、産後うつ等に係る訪問活動の実施</b> 母子保健推進員や助産師、保健師、保健所などと連携し、妊産婦や新生児、産後うつ等に係る訪問活動を行い、発達・生活環境・疾病などについて相談に応じるとともに、必要に応じた助言・指導・育児支援等を行います。</p> <p>■ <b>思春期相談体制の充実</b> 学校における指導や、日置市子ども支援センター及び教育相談員による支援等を通して、学童期・思春期における心の問題について相談ができる体制の充実を図るとともに、関係機関が連携して学童期や思春期における心の問題に対応します。</p> <p>■ <b>女性センターの充実</b> 子育て中の親等が気軽に相談し合い、語り合う拠点として整備した「日置市女性センター銀天街」について、機能の充実とともに、市民の利用促進を図ります。</p> <p>③ <b>高齢者福祉分野における相談支援体制の充実</b></p> <p>■ <b>地域包括支援センターの運営</b> 高齢者などに対する総合相談や介護予防ケアマネジメントなどの地域包括ケアの中核機関として地域包括支援センターを運営します。</p> <p>■ <b>在宅介護支援センターの運営</b> 地域の身近な高齢者相談窓口として「在宅介護支援センター」を設置し、地域包括支援センターと連携しながら、相談対応の充実を図ります。</p> <p>④ <b>障がい者福祉分野における相談支援体制の充実</b></p> <p>■ <b>発育発達相談体制の確立</b> 発育・発達の気になる子どもの相談について、日置市子ども支援センターを中心に対応し、療育機関や県こども総合療育センター、教育委員会などと連携しながら、子どもやその保護者への支援を行います。また、臨床心理士などによる小・中・義務教育学校への巡回訪問の実施などのライフステージに応じた支援体制の構築を図ります。</p> <p>■ <b>障がい者等基幹相談支援センター事業</b> 障がい者に関する中核的相談機関として設置している「日置市障がい者等基幹相談支援センター」において、民間の相談支援事業所では対応困難な事例を中心に、障がい者やその家族などの総合的および専門的な相談支援を実施します。</p>

取組主体	主な取組
市	<p>⑤ その他福祉分野における相談支援体制の充実</p> <p>■ 自立相談支援事業 自立相談支援事業は、生活困窮者等の相談に対応するとともに、生活困窮者が抱える課題を把握した上で、一人ひとりに合わせた支援計画を作成し、関係機関のネットワークやアウトリーチによって、自立に向けた支援を包括的に行う事業です。生活困窮者自立支援事業の周知を図りながら、多様な連携による支援を推進します。</p> <p>■ 家計相談支援の実施 自立相談支援員が、司法書士等との連携のもと、負債を抱える生活困窮者等の債務整理を支援するとともに、家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の策定により、相談者が納得できる解決方法を自己決定できるよう支援します。</p>
市社協	<p>■ 心配ごと相談所の開設 心配ごと相談所を開設し、市民の日常生活における心配ごとや悩みごとについて相談に応じ、適切な助言を行います。</p> <p>■ 無料法律相談所の開設 鹿児島県弁護士会所属の弁護士有志が結成した「ひまわりの会」の支援を得て、無料法律相談所を開設し、市民の悩み、困りごと等の解決を図ります。</p>

## (2) 福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保

取組主体	主な取組
市民	<p>■ 自分や家族が福祉サービス等を利用するときには、それぞれのサービスの目的や内容を理解し、適切な利用を心がけます。</p>
市	<p>① 必要なサービスや支援を受けることができる体制の確保</p> <p>■ 拠点施設の整備 福祉サービスの提供やボランティア活動の支援のため、介護予防拠点施設や保健センター、老人福祉センター等を総合的な拠点施設として位置付け、関係機関や他の福祉分野との連携を図りながら、施設機能の充実を図ります。</p> <p>■ 中核機関を中心とした福祉提供体制の構築 児童福祉における「子育て世代包括支援センター」、高齢者福祉における「地域包括支援センター」、障がい者福祉における「障がい者等基幹相談支援センター」など、各福祉分野において中核的な機関を設置し、相互の連携を図りながら各機関の機能強化を図り、中核機関を中心とした福祉提供体制を構築します。</p> <p>■ 新たなサービスの構築 市民のニーズを踏まえた、よりきめ細かな福祉サービスの提供を目指し、児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉などの各分野において、新たなサービスの検討を含めた福祉体制の整備を推進します。</p>

取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>民間福祉サービス機関の参入促進・支援</b> 福祉サービスの提供体制の充実を図るため、関係団体や施設等と連携を図りながら、必要に応じた情報提供・支援に取り組むことで、新たなサービス参入の促進を図ります。</p> <p>■ <b>事業所における防災及び感染症対策の促進</b> 災害や感染症まん延により、福祉サービスの提供が滞ることのないよう、防災対策や感染症対策に係る国・県による支援制度等の周知を図りながら、事業継続計画（BCP）の策定や防災訓練の実施など、防災や感染症対策の促進を図ります。</p> <p>■ <b>障がい者支援と高齢者支援の調整</b> 障がいを持つ高齢者に対し、利用者の意向も踏まえたサービスが適切に提供されるよう、障がい福祉サービス及び介護保険サービス等の利用に係る円滑な調整に努めます。</p> <p>■ <b>要配慮（援護）者登録制度の充実【再掲】</b> 関係機関との情報共有と定期的な情報更新を行いながら、日常生活における要配慮（援護）者に対する支援体制を充実させるとともに、当制度の災害時避難への活用を図ります。</p> <p>■ <b>地域福祉権利擁護事業</b> 地域福祉権利擁護事業は、高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続や日常生活に必要な金銭管理の援助などを行う事業です。制度の周知等による利用促進を図ります。</p> <p>■ <b>成年後見制度利用支援事業</b> 高齢者や障がい者の成年後見制度利用にあたり、身寄りがいないなど親族による支援が期待できず、費用負担もできない方について、市長が法定後見制度の申立て等を行い、後見人等の報酬を負担し支援します。</p> <p>■ <b>福祉サービスの苦情相談事業</b> 福祉サービスに関する利用者などからの苦情を適切に解決するため、相談・調査・あっせん等を行います。</p> <p>② <b>児童福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</b></p> <p>■ <b>健やかで丈夫な子どもを産むための支援の提供</b> 母子健康手帳の交付、妊婦教室、妊産婦・新生児訪問指導、妊婦健康診査の推進等による出産・育児に係る支援体制を整備するとともに、「ひおきっこすくすく子育てガイド」等を活用してこれらの情報を発信し、各種事業の利用促進を図ります。</p> <p>■ <b>親子教室（発達フォロー教室）の開催</b> 親子教室（発達フォロー教室）は、健康診査や訪問指導の結果等も踏まえ、育児支援などが必要な親子に対して、親子遊びを通じた発育・発達支援を行うものです。保育士や保健師、助産師、臨床心理士等の専門職、療育機関・保育所等の参画による内容の充実を図ります。</p>

取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>保育サービスの充実</b>  日置市子ども・子育て支援事業計画に基づき、生活環境や保護者の就労形態などによって変化する多様な保育ニーズに柔軟に対応した「子どものしあわせ」を第一に考えた保育サービスの提供体制の確保に努めます。</p> <p>■ <b>子育て短期支援事業</b>  子育て短期支援事業は、保護者が社会的な事由等により、家庭での養育が一時的に困難になった家庭の児童、または保護を要する保護者と児童が緊急一時的に入所する事業です。事業を行う乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の確保を図ります。</p> <p>■ <b>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</b>  放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後、施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えることで児童の健全育成を図る事業です。社会福祉法人のほか、コミュニティ組織やNPO団体等と連携して実施します。</p> <p>③ <b>高齢者福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</b></p> <p>■ <b>高齢者福祉の推進</b>  高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関と連携しながら、生活指導型ショートステイ、「食」の自立支援、在宅福祉アドバイザー活動促進事業、ふれあい・いきいきサロン、緊急通報体制整備事業、はり・きゅう施術費の助成、高齢者介護手当の支給等の事業を推進していくとともに、必要に応じたサービスの利用促進を図ります。</p> <p>■ <b>認知症予防及び認知症の人、その家族への支援の推進</b>  認知症の予防及び認知症の人、その家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種教室や講演会を開催するとともに、認知症サポーターの養成や認知症ケアパスの普及、認知症カフェの推進、見守りネットワーク体制の整備等に取り組みます。</p> <p>■ <b>家族介護者への支援</b>  介護が必要な高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公的サービス等における支援を行うとともに、介護家族に対する家族介護教室や交流会などを開催することで、家族の身体的・精神的負担の軽減につなげます。</p> <p>④ <b>障がい者福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</b></p> <p>■ <b>障がい者福祉の推進</b>  身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者等に対し、障がい者等基幹相談支援センター等の関係機関・団体と連携しながら、医学的・経済的・社会的な支援を行います。</p>



取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>障がい者のコミュニケーションを支える地域人材の育成【再掲】</b> 障がい者のコミュニケーションを支える、手話・点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成するための講習会を開催します。</p> <p>■ <b>障がい者の生涯学習の充実</b> 障がい者が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活が送れるよう、合理的配慮に基づく施設の改修等の教育・文化環境の整備を推進するなど、学習活動を支援します。</p> <p>⑤ <b>健康増進分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</b></p> <p>■ <b>各種健康づくり事業</b> 健康手帳の交付や健康教育、健康相談、訪問事業、肝炎ウィルス検診、各種がん検診、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患健診、栄養教室、運動教室等の各種事業について、利用促進を図りながら実施します。</p> <p>■ <b>各種健康教室の充実</b> 乳児から高齢者まで、各年代に応じた健康づくりについて、市民自らが向き合うことができるよう、保健師などによる各種健康教室の充実を図ります。</p> <p>■ <b>特定健康診査・長寿健診・特定保健指導の推進</b> 40歳以上75歳未満の国保の加入者を対象に実施している特定健康診査、75歳以上を対象とする長寿健診、特定保健指導について、市民の健康意識を高め、生活習慣病予防・改善等につながる重要な機会となることから、市民が健診を受診しやすい体制の構築などの未受診者対策に取り組みます。</p> <p>■ <b>食育の推進</b> 日置市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食育に関心を持ち、その内容を理解し、自らが「食育」の実践を心がけるよう、行政及び地域がそれぞれの機能を生かしながら情報提供・啓発活動を行います。</p> <p>⑥ <b>生活困窮者等に対する各種サービス・支援の提供体制の確保</b></p> <p>■ <b>ひとり親家庭や高齢者、障がい者等が自立して暮らせる環境づくり</b> ひとり親家庭や高齢者、障がい者等の経済的困窮や地域からの孤立の防止や生活の自立に向け、地域や関係機関と連携しながら、必要に応じた生活支援を行うとともに、就業促進等の自立に向けた支援を行います。</p> <p>■ <b>ひとり親家庭などの自立支援</b> ひとり親家庭などの自立を支援するため、子育て・生活・就業への支援など、きめ細かな福祉サービスの総合的な展開を図ります。また、早期に支援につながるができるよう、各種支援制度の周知に努めます。</p> <p>■ <b>各種手当・助成費の支給</b> 国・県の制度の趣旨を踏まえ、各種手当の支給や助成を実施します。また、支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、これらの制度について周知強化を図ります。</p>

取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>住居確保給付金の支給</b> 住居確保給付金は、離職により住宅を失った、又はそのおそれが高い生活困窮者であるとともに、所得等が一定水準以下の市民に対して、有期で支給されるものです。制度周知を図りながら実施するとともに、支給要件に該当しない場合には、生活保護制度等による支援につなぎます。</p> <p>■ <b>就労準備支援事業</b> 就労準備支援事業は、一般就労への移行が困難な生活困窮者等に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫して支援する事業です。事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法及び知識の習得等の支援を個々のニーズに合わせて行います。</p> <p>■ <b>就労訓練事業（中間的就労）の推進</b> 就労準備支援事業に1年程度参加しても一般就労に至らなかった生活困窮者等が引き続き社会に参加し、就労訓練を受けることができるよう、県の認定を受けて就労訓練（中間的就労）の場を提供する事業者の周知を図るとともに、新たな事業者の開拓を推進します。</p> <p>■ <b>適正な生活保護制度の運用</b> 生活保護制度は、生活に困っている全ての人に対し、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、自分の力、または他の方法で生活できるよう支援する制度です。生活保護法に基づき、適正に執行しつつ、対象者の自立を支援します。</p> <p>■ <b>学習支援の充実</b> 福祉と教育の関係部署が連携するとともに、ボランティアの大学生等の協力を得て、生活保護受給世帯等の中学生等に対し行っている学習支援について、支援対象者の範囲の拡大等の取組の拡充を図りながら推進します。</p> <p>⑦ <b>必要な医療サービスを受けることができる体制の確保</b></p> <p>■ <b>休日や夜間等における医療提供体制の確保</b> 日置市医師会と連携し、在宅当番医制事業や共同利用型病院運営事業を活用しながら、休日や夜間等における医療提供体制の充実を図ります。</p> <p>■ <b>救急医療体制の確保</b> 鹿児島保健医療圏地域医療連携計画と連携しながら、初期、第二次、第三次の救急医療体制により、救急患者に対する医療体制の確保・充実を図ります。</p> <p>■ <b>妊産婦・乳幼児健診などの充実</b> 妊産婦・乳幼児健診等について、受診しやすい体制づくりを推進するとともに、「子育て応援アプリ」等を活用しながら受診促進を図ります。</p> <p>■ <b>医療費の助成</b> 子ども医療費助成、重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成等を行います。</p>

取組主体	主な取組
市	<p>⑧ その他福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ うつ予防活動の推進 うつの予防・改善を促進するため、心の健康に関する講話等において情報提供を行うとともに、地域人材の育成及び地域との連携を図りながら、相談・訪問支援活動を推進します。</li> <li>■ 孤立化などの防止に向けた取組の推進 社会環境が変化する中、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー、保健推進員等との情報交換・連携を密にするとともに、関係機関や地域住民等が構成する地域ケア会議において、課題を明確にしなが、孤立化などが心配される住民に対する孤立化などの防止に向けた取組を推進します。</li> <li>■ ニート支援・ひきこもり対策の推進 関係機関と連携しながら対象者把握に努めるとともに、就労に向けた相談支援により自立の促進を図るための体制構築を図ります。</li> <li>■ ホームレス支援対策の推進 地域や関係機関等と連携・情報共有を図りながら、生活困窮者自立支援事業や生活保護制度等を活用した相談・援助を行います。</li> <li>■ 自殺対策に向けた体制整備 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し策定した「日置市のち支える自殺対策推進計画」に基づき、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができるようまちづくりを推進します。</li> </ul>
市社協	<p>① 必要なサービスや支援を受けることができる体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉サービス利用支援事業 福祉サービス利用支援事業は、自らの判断能力に不安のある高齢者や障がい者のうち、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭の支払い等に困っている方を対象に、専門員や支援員が医療費・公共料金・税金等の支払い、預貯金の出し入れなどを行う事業です。対象者の生活の自立を支援するため、相談支援や成年後見制度への移行支援の充実を図りながら推進します。</li> <li>■ 成年後見制度による支援 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産・預貯金管理、入院・入所・生活費等の支払いなどについて、本人の意思を尊重しながら保護や支援を行います。</li> <li>■ 相談・苦情解決体制の充実 当協議会が提供する福祉サービスについて、利用者からの相談あるいは苦情を解決するための体制を充実させ、相談や苦情の円滑・円満な解決を図ります。</li> </ul>

取組主体	主な取組
市社協	<p>■ <b>有償ボランティア活動の推進【再掲】</b>  生活の中での困りごとを助け合える地域づくりとともに、気兼ねなくサービス・支援を受けられることにつながることを目的に導入した有償ボランティアの仕組み「ひおき助けあい隊おきがるサービス」について、市内全域での展開を推進します。</p> <p>■ <b>共同募金助成金事業・歳末たすけあい助成金事業</b>  高齢者や障がい者に対する福祉の充実や、地域福祉活動の啓発・推進のため、老人福祉活動事業、障がい児・者福祉活動事業、児童・青少年福祉活動事業、母子・父子福祉活動事業、福祉育成・援助活動事業、ボランティア活動育成事業等に助成するなどの有効活用を図ります。</p> <p>■ <b>指定管理施設の適正管理</b>  指定管理施設について、日置市との指定管理契約に基づき適正な管理に努めるとともに、民間の視点から市民の利便性の向上や市民に喜ばれる福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>■ <b>職員の適正配置</b>  本所・支所間の役割の明確化や福祉サービス充実の観点から、事務量の適正把握に努め、法人運営に必要な職員の確保や経費及び効果を勘案しながら職員の適正配置に努めます。</p> <p>■ <b>職員研修体制の充実【再掲】</b>  組織の活性化や福祉サービスの向上、職員の意識改革やスキルアップのため、自主研修、職場研修、派遣研修、資格取得研修等の職員研修体制の充実を図ります。</p> <p>■ <b>理事会・評議員会組織の充実</b>  地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現するため、また、様々な地域課題等に適切に対応できる組織となるべく検証を行うため、理事会・評議員会組織の充実を図ります。</p> <p>■ <b>経営基盤の強化促進</b>  日置市の地域福祉の一翼を担う団体として、継続的に活動していくため、市民等の支援者の理解を得るとともに、入浴事業等による安定的な収入の確保等を図りながら、財政基盤の強化促進を図ります。また、本所・支所機能、職員体制の在り方、各種事業の進め方や効率的な運営についての検討・検証・見直しにより、経営の合理化を図ります。</p> <p>② <b>児童福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</b></p> <p>■ <b>子育てサロンの運営支援【再掲】</b>  地域を拠点に子育て家庭や地域住民が多様な活動を通じて理解を図りながら、子育てを楽しみ、仲間づくりをしていく子育てサロンの活動を支援します。</p>

取組主体	主な取組
市社協	<p>③ 高齢者福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者給食委託事業 <p>高齢者等に計画的な配食サービスを提供することにより、食生活の改善と健康増進を図るとともに、高齢者等の在宅での自立した生活の支援や地域との交流、安否の確認などにつなげます。</p> </li> <li>■ 通所介護（デイサービス）事業 <p>通所介護（デイサービス）事業は、利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護軽減などを図る事業です。利用者が減少している現状を踏まえ、広報活動やADLの維持及びQOLの向上への取組等の強化を図りながら実施します。</p> </li> <li>■ 通所介護事業、入浴事業の効率的運営 <p>通所介護事業（デイサービス）、入浴事業（日吉老人福祉センター）について、職員の研修受講等によるサービスの質の向上や、ホームページ・社協だより等を活用した広報活動を推進しながら、効率的運営に努めます。</p> </li> <li>■ 生活支援体制整備事業【再掲】 <p>生活支援体制整備事業は、地域住民による互助を中心とした高齢者に対する生活支援サービス等を地域で推進するため、コーディネーターの配置や協議体の設置を行う事業です。各地域の課題を整理し、地域住民のニーズに応じた生活支援サービス等の展開支援に努めます。</p> </li> </ul> <p>④ 障がい者福祉分野における各種サービス・支援の提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 手話奉仕員養成講座の開催【再掲】 <p>聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員養成講座を開催します。</p> </li> </ul> <p>⑤ 生活困窮者等に対する各種サービス・支援の提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ フードバンク事業 <p>生活困窮者等に対する食の支援を行うため、生活困窮世帯等に対するフードバンク事業を実施します。</p> </li> <li>■ 生活福祉資金の貸付 <p>低所得・障がい者・高齢者世帯単位で状況に応じた資金、例えば、就労に必要な技術取得のための資金、高校、大学等への就学、住宅改修に必要な資金等を低利または無利子で貸し付ける制度である「生活福祉資金貸付制度」による支援について、鹿児島県社会福祉協議会や行政が窓口となっている生活困窮者自立支援制度と連携しながら行います。</p> </li> </ul>

取組主体	主な取組
市社協	<p>■ <b>たすけあい資金貸付事業</b> たすけあい資金貸付事業は、緊急に生活資金を必要とする市民に対し、資金の貸し付けを行うことにより生活の安定を図る事業です。生活困窮世帯の状況把握に努めるとともに、必要に応じて行政の生活再建相談員等につなぐなどの世帯の生活再建に向けた支援も行いながら実施します。</p> <p>■ <b>生活困窮世帯等の子どもの修学支援</b> 生活困窮世帯、母子・父子世帯、生活保護受給世帯等の児童生徒の修学を支援するため、市民から不用になった学用品を募集し、対象世帯の子どもたちの修学に活用するリユース事業について、関係機関との連携や広報周知の強化を図りながら推進します。</p> <p>■ <b>かごしまおもいやりネットワーク事業への参画</b> 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が実施し、県内の社会福祉法人や県・市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携・協働し、地域のニーズをキャッチしながら、福祉的課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に相談支援等を行う「かごしまおもいやりネットワーク事業」に参画し、市内外の社会福祉法人等と連携しながら、制度のはざまにいる生活困窮者等に対する支援を行います。</p>

### (3) 関係機関同士の連携体制の強化

取組主体	主な取組
市民	<p>■ <b>近隣に困りごとを抱えている人がいたら、相談に応じたり、必要に応じて相談機関につなぎます。</b></p>
市	<p>① <b>庁内外の関係部署・機関との連携の強化</b></p> <p>■ <b>庁内連携会議の開催</b> 担当課だけでなく、庁内全体で課題を共有し解決につなげるための場として、「オールひおきで市民の暮らしを考える庁内連携検討会」を開催し、課題解決に向けた全庁的な取組を推進します。</p> <p>■ <b>子育て支援に係る関係部署の連携</b> 子育てに対する課題について、教育・保健・福祉の各部署が連携することにより、効率的かつ効果的に解決していく取組を推進します。</p> <p>■ <b>日置市社会福祉協議会との連携</b> 地域福祉推進における中核機関となる日置市社会福祉協議会と連携・情報共有を図りながら、地域福祉の推進に努めるとともに、組織運営に対する支援を行います。</p> <p>■ <b>ボランティアやNPO法人等の活動支援</b> 行政だけではカバーできない部分の福祉サービスを提供するボランティア・NPO法人の役割は大きいことを踏まえ、活動支援を行うとともに、サービスの委託など連携した取組を推進します。</p>

取組主体	主な取組
市	<p>■ <b>医療機関等との連携による育児支援体制の強化</b>  若年妊婦や育児不安の強い保護者などに対し、保健所や医療機関等との連携体制を強化し、地域での育児を多方面から支援する体制を構築します。また、未熟児養育医療に係る助成の実施等により育児不安の軽減を図ります。</p> <p>② <b>福祉に関するネットワークづくりの推進</b></p> <p>■ <b>市民の協力による情報ネットワークづくり</b>  個人情報保護に配慮しながら、支援を必要としている人や手助けをしたい人などの情報を共有できるネットワークの構築を推進します。</p> <p>■ <b>要配慮（援護）者支援のための連絡会議等の開催</b>  地域包括支援センター等の専門機関と民生委員・児童委員、近隣住民や協力者との日常的な関係を推進するため、連絡協議会を開催し連携強化を図ります。</p> <p>■ <b>子育て支援のネットワークづくり</b>  地域との情報共有体制や関係機関との連携体制の強化により、子育て支援や虐待防止のネットワークの機能強化を図ります。</p> <p>■ <b>ひとり暮らし高齢者等を支える地域ネットワークの充実</b>  ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の地域生活を支えるため、地域の特性に応じて、様々な角度からの見守りや必要とするサービスの情報提供を行うことができる地域ネットワークの充実を図ります。</p> <p>■ <b>日置市自立支援協議会の設置</b>  障がい者福祉に関する関係機関・団体、障がい者等で構成された「日置市自立支援協議会」を設置します。地域における支援体制に関する課題の情報を共有するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行った上で、障がい者に関する課題の解決に取り組みます。</p> <p>■ <b>虐待等対策ネットワークシステムの機能強化</b>  虐待、ひきこもり、DV等の課題に対し、保健・医療・福祉等の関係課・機関の連携による総合的な対策の強化を図ります。</p> <p>■ <b>要保護児童対策地域協議会の機能強化</b>  要保護児童対策地域協議会は、地域住民やボランティア団体などの幅広い参加により、予防から自立支援に至るまで実効性のある取組について協議を行う組織です。単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながる取組が行える場となるよう機能強化を図ります。</p>

取組主体	主な取組
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他<sup>1</sup>の社会福祉法人等とのネットワークづくり 制度のはざまにいる生活困窮者等に対する支援を行う「かごしまおもいやりネットワーク事業」に参画している社会福祉法人など、市内の他の社会福祉法人等と連携し、福祉課題の解決に向けた取組を推進します。</li> </ul>

#### (4) 必要な支援に適切につながる可以保证の確保

取組主体	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いざという時に、自分や家族、周りの人が必要な支援を受けることができるよう、行政等が発信する福祉サービスや支援に関する情報の積極的な入手に努めます。</li> <li>■ 近隣に困りごとを抱えている人がいたら、相談に応じたり、必要に応じて相談機関につながります。【再掲】</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 様々な媒体による情報の提供 子育て支援、高齢者支援、障がい者支援等の情報について、対象者に応じた媒体（広報紙や行政無線、ホームページ等）により発信します。</li> <li>■ 障がいや外国人に配慮した情報発信 市ホームページについて、文字サイズの拡大や音声読み上げ、外国語変換に対応します。また、広報紙について、視覚障がい者が地域生活における必要性の高い情報を確実に入手できるよう、点訳版・音声訳版の作成を行います。</li> <li>■ 日置市外国人生活ガイドブックの作成 外国人人口が増加傾向にあることを踏まえ、日常生活の中で必要と思われる生活情報について多言語対応で取りまとめた「日置市外国人生活ガイドブック」を作成し、転入時等における周知に努めます。</li> <li>■ 各種相談制度の周知 様々な機会において、各種相談制度の周知に取り組むことで、各種相談窓口の効果的な活用を図ります。</li> <li>■ 民生委員・児童委員活動の広報強化【再掲】 必要に応じて、民生委員・児童委員への相談を行うことができるよう、また、相談・支援活動が円滑に進むよう、広報紙や市ホームページ等における活動内容の広報・PRを強化し、市民に対する民生委員・児童委員活動の浸透を図ります。</li> <li>■ 保健福祉に関する最新情報の発信 市のホームページにおいて、保健・福祉・介護・医療等に関する市の施策等に係る最新情報の発信を行います。</li> <li>■ 介護予防把握事業 何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動やその他必要な支援につなげます。</li> </ul>



取組主体	主な取組
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="363 253 678 286">■ ホームページの運営 当協議会が行う社会福祉事業等の発信を行うホームページについて、知りたい情報へのアクセスを容易とするための改善を行いながら情報発信を行い、必要な情報が市民に広く周知されるよう努めます。</li> <li data-bbox="363 439 766 472">■ 社協だよりの定期的な発行 当協議会が行う社会福祉事業を始め、法人運営に関する事業などについて市民の理解を深めるための広報を行う「社協だより」を定期的に発行します。</li> </ul>



## **第 5 章 日置市成年後見制度利用促進 基本計画**



# 第5章 日置市成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定にあたって

### (1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる人やその権限を自分で決められるといった違いがあります。

### 法定後見制度と任意後見制度の概要

法定後見制度	任意後見制度
本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度で、本人の判断能力の程度に応じた「補助」「保佐」「後見」の3つの制度がある	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見人や、任意後見人に委任する事務の内容を定めた契約を締結し、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が本人に代わって契約に基づく事務を行う制度

### 法定後見制度における支援の内容

	対象となる人	受けられる支援の範囲
補助	重要な手続・契約の中で、一人で決めることに心配がある人	一部の限られた手続・契約などについて、「一緒に決めてもらう」「取り消してもらう」「代わってしてもらう」
保佐	重要な手続・契約などを一人で決めることが心配な人	財産に関わる重要な手続・契約などについて、「一緒に決めてもらう」「取り消してもらう」「代わってしてもらう」
後見	多くの手続・契約などを一人で決めることが難しい人	全ての契約などについて、「代わってしてもらう」「取り消してもらう」

## (2) 計画策定の趣旨

国全体において、少子高齢化が進む中、認知症高齢者の増加や、知的・精神障がい者を支える親の高齢化により「親亡き後問題」が課題となることが懸念されています。

本市においても、少子高齢化の進行が続き、令和2年国勢調査における高齢化率は35.3%に達しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、総人口の減少が今後も続く中、75歳以上の後期高齢者の人口は、現在より15%以上増加することが予測されており、高齢者や障がい者等の生活を支える成年後見制度に対するニーズは今後増加していくことが予想されています。

本市では、このような状況を踏まえ、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、「日置市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包する形で策定し、成年後見制度の利用促進と地域福祉の一体的な推進を図ります。

## 2 基本方針

成年後見制度の周知を図ることで、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が必要に応じて成年後見制度を利用できるよう支援するとともに、関係機関との連携や法人後見団体の養成等による制度の利用環境の整備を推進します。

## 3 施策方針

### (1) 利用者に沿った制度の運用

成年後見審判の申立てに係る手続き・費用に関する支援、成年後見人等の業務に対する報酬等に関する支援を利用者の実情や意向を踏まえ行います。

### (2) 中核機関の設置

被後見人等を適切に支援できる体制の構築を図るため、中核機関を設置し、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」を中心とした機能の充実に努めます。

### **(3) 成年後見制度利用を促進するための事業の実施**

#### **① 成年後見制度に関する相談及び手続き支援**

市役所や障がい者相談支援事業所、地域包括支援センターを中心に、法テラス等の法律相談も活用しながら、成年後見制度に関する相談対応や手続き支援を行います。

#### **② 成年後見制度に関する広報・啓発**

成年後見制度や各種相談窓口の周知を図るため、広報媒体の活用や出前講座の開催等を通じた広報・啓発に努めます。

#### **③ 法人後見の実施に向けた検討**

法人後見実施に向けた検討を行うため、市内の社会福祉法人等の意向確認等を随時行います。

#### **④ 成年後見制度に係る機関等との連携強化**

成年後見制度の利用が必要な人への迅速な支援を行うため、関係機関によるネットワークの強化を図ります。





## **第6章 日置市再犯防止推進計画**



## 第6章 日置市再犯防止推進計画

### 1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時には285万4千件に達したものの、その後減少が続き、令和3年には56万8千件まで減少しています。

一方、全国で刑法犯により検挙された者に占める再犯者の割合は、上昇傾向が続き、検挙者の約半数を再犯者が占めている状況にあります。

本市においては、刑法犯認知件数・犯罪率が近年減少・低下傾向にあり、県全体と比較しても低い水準にありますが、年間100件近くの犯罪が発生しています。

犯罪の発生防止における再犯防止の重要性が増す中、平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることとされるとともに、「地方再犯防止推進計画の策定」が努力義務として課されました。

本市では、犯罪や非行から立ち直ろうとする人等の円滑な社会復帰の支援等の再犯防止のための施策を推進するための指針として「日置市再犯防止推進計画」を策定し、より安全でより安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

### 2 基本方針

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないとされています。

再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間団体等が連携して行う必要があります。

本市では、市民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の施策を推進します。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療や福祉的支援の提供
- (4) 非行の防止と修学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

### 3 施策方針

#### (1) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が社会復帰し、地域で生活していくためには、地域住民の理解・協力が必要です。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人や、そうした人の社会復帰支援の重要性等への理解を促進するため、刑事司法関係機関等と連携し、市民への周知啓発に努めます。

また、行政職員や日置市社会福祉協議会、日置市保護司会や日置市内の更生保護女性会等の地域支援団体等に対し、鹿児島県地域生活定着支援センター等が開催する研修会への参加促進などを通じて、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰に向けた支援についての理解促進を図ります。

#### (2) 就労・住居の確保

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が安定した職を得るとともに、地域に定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援が必要です。

就労においては、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を雇用し、更生を支える協力雇用主等の存在が不可欠であることから、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図ります。

また、安定した生活を維持できるよう、住宅の確保に関する支援提供を行います。

#### (3) 保健医療や福祉的支援の提供

犯罪や非行をした人については、全国的に高齢化が進んでおり、そうした人の中には、保健医療や福祉的支援を十分に受けることができず、再犯につながったケースもあると考えられています。

支援を必要とする人が適切な支援を受けられることができるよう、更生保護に携わる民間ボランティアや刑事司法関係機関、福祉サービス提供事業者等が連携し、保健医療や福祉的支援を提供することができる体制の確保に努めます。

#### **(4) 非行の防止と修学支援**

国の令和3年の人口10万人あたりの刑法犯の検挙人員を少年（10歳以上20歳未満男女）と成人で比較すると、少年の水準は成人の約1.3倍の水準に達しています。

犯罪や非行を防ぐためには、学齢期等のより早期の段階において、規範意識の向上を図るとともに、生活課題を早期に解決するための支援を提供する必要があると考えられることから、学校を始めとする地域の関係機関や団体等と連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。

また、児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組むとともに、非行等により通学や進学を中断した未成年に対し、関係機関同士が連携した修学支援を行う体制の確保に努めます。

#### **(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化**

犯罪や非行から立ち直ろうとする人に対する社会復帰支援等の再犯防止の取組について、国や県と連携しながら推進します。

一方、再犯防止の取組は、地域福祉活動の一環であり、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。

司法機関や鹿児島県地域生活定着支援センター、日置市保護司会、日置市内の更生保護女性会等の関係機関・関係団体等との連携を強化し、連携・協働による取組を推進します。



## **第7章 計画の推進体制**





# 第7章 計画の推進体制

## 1 計画推進にあたっての体制

本計画に掲げる施策および事業の実施にあたっては、市民の視点に立って、より効果的、かつ、より効率的な事業展開を推進し、その手法を検討する必要があります。

そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとの連携を図るとともに、自治会や関連団体、NPO、ボランティア団体とも協働し、地域課題を把握しながら事業を推進します。

また、社会福祉法の基本理念と関係各法に基づき、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境などに関係する行政機関で連携を図り、総合的かつ効率的な福祉施策の実施に努めます。

さらに、児童、高齢者、障がい者の多様なニーズに柔軟に対応するだけでなく、DVやニート問題などにも柔軟な対応が求められる中、福祉にかかる人材の確保及び質の向上を計画的に進めていく必要があります、関係する各計画に定めた内容と整合を図りながら推進していきます。

### (1) 諸施策の着実な推進

第2次日置市総合計画を上位計画とし、日置市子ども・子育て支援事業計画、日置市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、日置市障がい者計画・日置市障がい福祉計画・日置市障がい児福祉計画、日置市元気な市民づくり運動推進計画などの関連計画と一体的に推進します。

なお、施策の推進にあたっては、課題の内容や程度に地域差が見られることから、地域特性に考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を始めとする外部環境の変化にも対応しながら推進を図ります。

### (2) 連携・協力の確保

本計画を効果的かつ総合的に推進するため、日置市福祉課に事務局を設置し、庁内各課及び日置市社会福祉協議会との連携を強化します。

また、地域福祉推進の観点から、地域団体や当事者団体、NPOなどの民間団体、福祉事業者、ボランティア組織などとの連携・協力を推進していきます。

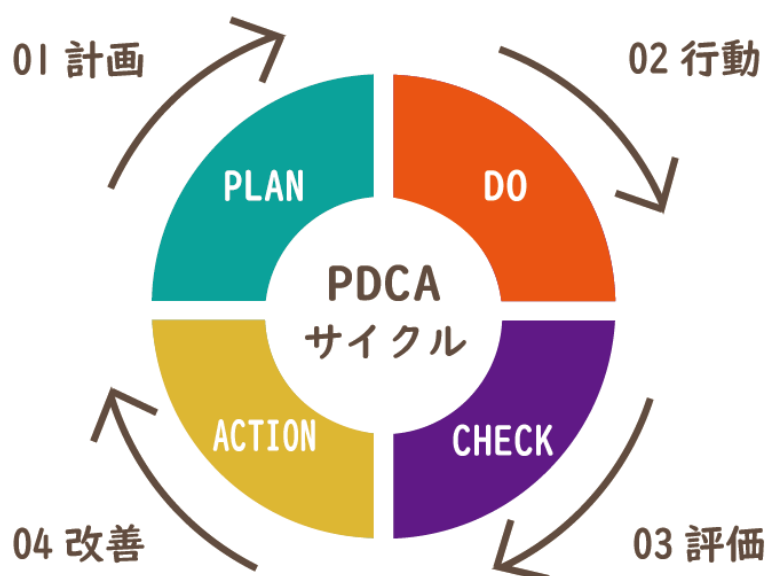
### (3) 計画の進行管理

地域福祉の推進にあたっては、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図る「PDCAサイクル」による進行管理を行うことが重要です。

本計画に定めた「日置市の取組」及び「日置市社会福祉協議会の取組」について、日置市及び日置市社会福祉協議会が、それぞれ点検・評価を定期的に行い、必要に応じて事業内容の見直し・改善等を行います。

また、日置市においては、関連計画の改定時等において、ニーズ調査や関係団体への意見聴取等を実施し、各福祉分野における施策の見直し・改善等を行います。

日置市社会福祉協議会においては、「地域福祉活動計画策定委員会作業部会」において、今後の取組の方向性等について協議し、必要に応じた事業内容の見直し・改善等を行います。



## 2 地域福祉に関わる各主体の役割

本計画では、日置市行政及び日置市社会福祉協議会の施策・事業を中心に構成されていますが、地域福祉の推進にあたっては、市民、地域、事業者、日置市社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携していくことが重要です。

そのため、市民、地域、事業者、日置市社会福祉協議会、行政の役割を以下のとおり明示します。

### (1) 市民の役割

一人ひとりが市民及び地域住民としての役割を自覚し果たしていくとともに、自治会等の地域団体において、組織の一員として活動していくことが望まれます。

- ◆ 自治会に加入するとともに、地域活動やボランティア活動に積極的に参加する。
- ◆ 福祉に関する研修会や講演会、イベント等に積極的に参加する。
- ◆ 福祉に携わる仕事の大切さや魅力について理解を深める。
- ◆ 近隣や近所の人同士で、見守りや声かけを行う。
- ◆ 地域での会合や交流の場などに積極的に参加する。
- ◆ 生活を支えるサービスについて、情報を積極的に入手し、必要に応じて利用する。
- ◆ 外出時には、障がい者等が優先される駐車スペースや優先席等に関するルールを守るなど、周りの人に配慮した行動に努める。
- ◆ 地域の避難場所や防災・防犯・事故防止に関する情報の積極的な入手に努める。
- ◆ 防災訓練や防災・防犯・事故防止等に関する講習会等に積極的に参加する。
- ◆ 近隣に災害時等の避難が難しい人がいる場合には、可能な限り支援ができるよう、事前に本人や家族、地域の人などと話し合う。
- ◆ 人権について正しく理解し、人を差別したり、人に暴力をふるったりしないようにする。
- ◆ DVや虐待等の被害にあっているような人が近くにいたら、専門機関に通報する。
- ◆ 困りごとがあったらいつでも相談できるよう、住んでいる地域の民生委員・児童委員や、行政や民間が開設している相談窓口の情報を積極的に入手する。
- ◆ 自分や家族が福祉サービス等を利用するときには、それぞれのサービスの目的や内容を理解し、適切な利用を心がける。
- ◆ 近隣に困りごとを抱えている人がいたら、相談に応じたり、必要に応じて相談機関につなぐ。
- ◆ いざという時に、自分や家族、周りの人が必要な支援を受けられることができるよう、行政等が発信する福祉サービスや支援に関する情報の積極的な入手に努める。

## **(2) 地域の役割**

自治会等の地域団体は、地域住民主体の取組を推進する上で最も身近で基盤となる組織です。

地域住民が地域運営や地域活動に積極的に参加し、地域の課題を住民同士で共有し、関係機関等とも連携・協力しながら、地域課題の解決に取り組んでいくことが期待されています。

## **(3) 事業者（一般事業者、福祉関係事業者等）の役割**

事業者には、自らの活動が市民の暮らしを支えることを認識し、市民のニーズに応じていくとともに、様々な活動を通じて地域に貢献していくことが期待されています。

特に、福祉関係事業者においては、本市の福祉の一翼を担っていることを深く認識し、関係機関等と連携しながら、福祉的な支援が必要な人のニーズに対応したサービスの提供に努めるとともに、地域社会に積極的に参画していくことで、市民の福祉向上に貢献していくことが期待されています。

## **(4) 日置市社会福祉協議会の役割**

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられています。

日置市社会福祉協議会には、本計画に基づき、地域住民や地域団体、NPO、ボランティア団体等の民間団体、行政、関係機関等と連携しながら、地域の福祉力の向上や地域の実情に応じた福祉サービスの創出等の地域福祉の推進役を担うことが求められています。

## **(5) 日置市の役割**

本計画に基づき、市民による福祉活動の促進を図ることなどにより、自助・互助による地域福祉を推進していくとともに、自助・互助では解決が難しい課題を共助・公助による制度で補っていくことにより、地域課題の解決を図っていくことが求められています。

# 資料編



# 資料編

## 1 計画策定の経緯

日程	計画策定に向けた取組
令和4年5月～11月	・ 庁内及び社会福祉協議会調査実施 庁内関係各課を対象に現行計画の評価、日置市社会福祉協議会を対象に現行計画の評価及び今後の施策・取組の方向性等について調査
令和4年7月～8月	・ 民生委員・児童委員アンケート調査実施 民生委員・児童委員 140 名を対象に、地域の現状や「特に支援を要する人」について調査
令和4年9月	・ 市民アンケート調査実施 18 歳以上の市民 2,000 名を対象に、福祉や地域生活、日々の生活課題に関する現状やニーズ等について調査
令和4年10月	・ 福祉関係事業所調査実施 保健・福祉施設を運営する 65 事業所（者）を対象に、事業の運営の状況や関係機関等との連携等について調査
令和4年11月18日	・ 【第1回】地域福祉計画策定委員会開催 内容：計画の概要説明、調査結果報告、骨子案の検討
令和4年12月21日	・ 【第2回】地域福祉計画策定委員会開催 内容：計画素案の検討
令和5年1月13日 ～2月13日	・ パブリックコメント（意見公募）実施 ホームページにおいて素案を公表し、市民等からの意見を公募
令和5年2月21日	・ 【第3回】地域福祉計画策定委員会開催 内容：パブリックコメントの結果報告、最終案の承認

## 2 日置市地域福祉計画策定委員会

### (1) 設置要綱

○日置市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和4年9月1日

告示第60号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見等を広く反映させるため、日置市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 計画案の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者（次号及び第5号に掲げる者を除く。）
- (4) 福祉施設等の代表
- (5) 福祉団体の代表
- (6) 地域団体の代表
- (7) 市民福祉部長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画に係る第2条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

委員の記号	団体等名	氏名	職場（職名）等
第1号委員（1人） 学識経験者	鹿児島国際大学	茶屋道 拓哉	鹿児島国際大学 福祉社会学部 准教授
第2号委員（1人） 保健医療関係者	市医師会	奥 章三	鹿児島こども病院 理事長
第3号委員（2人） 福祉関係者	市民生委員・児童委員 協議会	中原 直美	会長
	市社会福祉協議会	迫田 なるみ	事務局長
第4号委員（2人） 福祉施設等の代表	福祉施設	佐野 公一	曙福祉会 理事長
	私立保育園	鮫島 尊美	第二白百合保育園 理事長
第5号委員（3人） 福祉団体の代表	市身体障害者協会	國分 隆	会長
	市高齢者クラブ連合会	山崎 リツ子	副会長
	市母子寡婦会	船倉 百合子	会長
第6号委員（1人） 地域団体の代表	市自治会長連絡協議会	潟山 義清	副会長
第7号委員（1人） 市民福祉部長	日置市役所	新川 光郎	日置市役所 市民福祉部長
第8号委員（1人） その他市長が必要 と認める者	鹿児島国際大学	田代 凜	学生
	鹿児島城西高校	榎田 桜生	学生

※令和5年3月現在

### 3 用語解説

#### ◆あ行

用語	解説
アウトリーチ	対象者のいる場所に積極的に出向いて働きかけること。
悪徳商法	企業や経営者が、常識上許される範囲を超えて不当な利益を得ようとする販売行為であり、悪質商法や問題商法などとも呼ばれる。
ADL	Activities of Daily Living の略。日本語では「日常生活動作」と呼ばれ、日常生活を送るために最低限必要な「起きる・移動する・食事をする・服を着替える・風呂に入る・排泄をする・身なりを整える」といった動作を指す。
SDGs (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略。日本語では「持続可能な開発目標」と呼ばれ、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際的な目標。
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略。日本語では「非営利団体」と呼ばれ、利益を得ることを目的とせず、主に福祉、教育、環境などの分野で社会貢献活動を行う民間組織。
おひさま運動	風格ある教育を推進するため、日置市において展開されている運動。「おはようの声ひびく おもいやり育てる やさしいまち」、「ひろげよう読書 感動あふれる 学びのまち」、「さわやかな汗 心と体きたえる 健康なまち」、「まもろうきまり みんなでつくる 安全なまち」の頭文字を取っている。
親子教室 (発達フォロー教室)	子どもについて、言葉が遅い、落ち着きがない、子どもとどのように遊んだらいいかわからないといった悩みを持つ保護者に対して、子どもの発達に関する支援や相談を行う日置市の取組。
親亡き後問題	障がいを持つ子の介護等を親が行っている場合において、親が亡くなった後に子の面倒をみてくれる人がいなくなり、生活に問題が生じることが懸念される問題。

#### ◆か行

用語	解説
核家族化	人口の都市集中などが進み、3世代家族等の大家族が減少し、核家族（夫婦とその未婚の子どもからなる家族）が増加すること。
QOL	Quality of life の略で生活の質のこと。
共同利用型病院運営事業	救急医療体制を確保するため、医師会立病院等が休日・夜間に病院の一部を開放する際の人件費を補助する事業。日置市においては、鹿児島市医師会が設置する鹿児島市医師会病院に対して実施している。

用語	解説
協力雇用主	犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的に、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主。
筋ちゃん広場	高齢者が要介護状態にならず、自立した日常生活を営むことができるよう、住民主体で筋力アップ体操等を行う集いの場。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
更生保護	犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。
更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の更生保護に協力することを目的とするボランティア団体。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期の保護者が抱える子育てに関するあらゆる悩みに対し、相談支援を行う機関。日置市においては、子育て世代包括支援センター「チャイまる」を設置している。
固定的性別役割分担意識	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方。
個別支援計画	対象者一人ひとりの状況やニーズ等を踏まえ、支援の方法などについて定めた計画。

## ◆さ行

用語	解説
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいであり、床面積や設備、見守りサービスの提供などの条件を満たしているもの。
在宅福祉アドバイザー	市長の委嘱により、自治会の高齢者や障がい者など、支援を必要とする世帯を巡回訪問し、安否確認や声かけなどの見守り活動を行う市民ボランティア。
事業継続計画（BCP）	自然災害や火災、新型コロナウイルス感染症などの緊急事態の発生時において、損害を最小限に抑えつつ、事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手法などについて定めた計画。BCPは、Business Continuity Planの略。
思春期教室	市内中学校において、「いのちふれあい体験教室」を実施し、妊産婦の話や、乳児等とのふれあいを通して自分自身がどのように育ってきたのかを振り返り、家族への思いや命の尊さについて考えるもの。

用語	解説
児童養護施設	「父母が死亡、又は行方不明」、「父母等から虐待を受けている」、「父母が養育を放棄している」などにより、家族と暮らすことのできない、おおむね2歳～18歳の子どもを保護し養育する施設。児童福祉法の改正により、令和6年4月に年齢の上限が撤廃となる。
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」といった事業を一体的に実施する事業。令和3年4月施行の社会福祉法改正により創設された。
就労訓練事業 (中間的就労)	すぐに一般企業等で働くことが難しい、長期離職者やニート・ひきこもり、心身に課題がある人、精神疾患を抱える人、生活保護受給者などの生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。一般就労と障がい者雇用等の福祉的就労の中間的な位置付けにあたることから「中間的就労」とも呼ばれる。
手話・点訳奉仕員	手話奉仕員は、養成講座の受講により、基礎的な手話表現技術を習得し、聴覚障がい者等に対し、手話によるコミュニケーション支援を行うボランティア。点訳奉仕員は、養成講座の受講によって基礎的な点字技術を習得し、広報紙等を点訳した点字図書の作成等により、視覚障がい者等の情報入手を支えるボランティア。
生涯学習	学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場・機会において行う、人々が生涯に行うあらゆる学習。
障害者手帳	障がいのある人に対し、一定の障がいを持つことを認定し交付される手帳。障害福祉サービスの受給等において必要となるものであり、障がいの内容に応じて、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳がある。
自立支援協議会	障がい者福祉に関する関係機関・団体、障がい者等で構成し、地域の課題を共有し、課題解決に向けた取組について協議する場。
シルバーハウジング事業	高齢者が自立して、快適に過ごすことができるよう、手すりの設置やバリアフリー化された県営住宅に生活援助員を派遣し、居住する高齢者に対して安否の確認、生活援助・相談、緊急等の対応等の福祉サービスを提供する事業。
身体障害者手帳	視覚や聴覚、手足、臓器などの身体に一定以上の障がいがあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。

用語	解説
スクールカウンセラー	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため配置され、児童生徒からの相談のほか、保護者や教職員からの相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う「心の専門家」。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	問題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒が置かれた家庭や友人関係、地域などの環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどの様々な方法により、課題解決に向けた支援を行う専門職。SSWは、School Social Workerの略。
生活困窮者自立支援事業	生活保護受給に至ることを可能な限り防ぐことを目的に、生活保護に至る可能性がある人のうち、自立の可能性がある人を対象に、自立に向けた相談支援や住まいの確保、就労、家計の立て直し、子どもの学習支援等の支援を行う事業。
生活指導型ショートステイ	在宅のひとり暮らし高齢者等のうち、基本的な生活習慣が欠如しているなど、在宅での自立した生活に不安がある人について、養護老人ホーム等の空き部屋等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調の調整を図る事業。
生活保護制度	国が定める保護基準（最低生活費）に世帯の収入が満たない場合、不足する額を保護費として支給し、最低限の生活を保障する制度。
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、うつ病、てんかん、発達障がいなどにより、一定程度の精神障がいの状態にあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
性的少数者（LGBT）	性のあり方について少数派の人々を広く表す総称。LGBT、性的マイノリティ、セクシャルマイノリティとも呼ばれる。LGBTは、Lesbian Gay Bisexual Transgenderの頭文字を組み合わせた表現。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人に対して、不動産・預貯金管理、入院・入所・生活費等の支払いなどに関する保護や支援を行う後見人を定めて保護等を行う制度。

#### ◆た行

用語	解説
ダブルケア	「子どもの育児」と「親や親族の介護」が同時期に発生すること。晩婚化や晩産化、平均寿命の延伸などの影響により、ダブルケアを行っている人は増加傾向にあると言われている。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画すること。

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域子育て支援センター	子育て家庭に対して、育児不安などについての相談指導、情報提供など育児支援を行う場であり、日置市においては、4箇所（令和5年3月現在）設置している。
地域生活定着支援センター	罪を犯した高齢者や障がい者が、必要な福祉サービス等を受けられるよう支援する機関。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の生活を支える総合的な機関として設置されているもの。
地方再犯防止推進計画	都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた計画。平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は「策定に努めなければならない」と定められている。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violence の略。家族や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力。

#### ◆な行

用語	解説
ニッポン一億総活躍プラン	女性が輝く社会、お年寄りも若者も、障がいや難病のある方も、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現を目指し、平成28年6月に閣議決定された計画。
乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設であり、虐待を受けていたり、病気や障がいを抱えている乳幼児にも対応できる機能を持つ。また、地域の育児相談や子育て短期支援事業等の子育て支援の機能も併せ持つ。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に集い、話をしたり相談に乗ってもらったりすることで、認知症について知って、学んで、考える場。オレンジカフェとして運営されている場合もある。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れをまとめたもの。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けすることができる人。

◆は行

用語	解説
パートナーシップ制度	同性同士のカップルに対し、各自治体において、結婚に相当する関係にあると認め、証明書を発行する制度であり、家族により近い扱いを受け易くなることが期待されている。
8050問題	引きこもりなど生活が自立できていない50代の子どもを80代の親が支える問題。
パブリックコメント (意見公募)	国や地方公共団体等が計画等を策定する際に、その案を広く公表し、住民等から意見や情報を募集する手続き。
日置市いのち支える自殺対策推進計画	自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として、自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成31年3月に策定した計画。
日置市元気な市民づくり運動推進計画	健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として、市民の健康づくりを総合的に推進するため策定した計画。現行の計画は、平成29年3月に策定した「第2次日置市元気な市民づくり運動推進計画」(計画期間：平成29年度～令和8年度)。
日置市子ども支援センター	日置市に暮らす子どもや保護者、子どもたちの保育や教育に携わっている関係者等の相談や課題解決のための活動を行う施設。
日置市障がい者等基幹相談支援センター	日置市の障がい者等に関する相談支援の中心拠点として、総合的な相談支援業務を行う施設。
日置市食育推進計画	食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため策定した計画。現行の計画は、令和5年3月に策定した「第4次日置市食育推進計画」(計画期間：令和5年度～令和9年度)。
日置市女性センター銀天街	子育て中の親などが気軽に相談し合い、語り合う拠点として開設した施設。年齢、性別、住所、国籍に関係なく誰でも、学び合いの場や語りの場、息抜きの場などとして利用可能となっている。
ひおき助けあい隊おきがるサービス	買い物代行やごみ出し、簡単な庭整備などについて、日置市社会福祉協議会が依頼会員と協力会員の窓口となり、有償ボランティアによるサービスを提供する仕組み。
ひおきっこすくすく子育てガイド	日置市における妊娠期から子育て期までにに関する情報をまとめた冊子。
フードバンク	一般企業・法人・住民等から食料の提供を受け、生活に困窮している世帯等に対して提供する仕組み。
ふれあい・いきいきサロン	会食やレクリエーションを通して仲間づくりの輪を広げることで、地域でいきいきと元気に暮らせることを目的に小地域単位で開催する集いの場。



用語	解説
包括的支援体制	福祉に関する問題が複合化していたり、制度の狭間に陥っていたりする人や世帯の支援について、関係機関同士が連携して対応することができる体制や、地域内で支え合うことができる関係性を構築したりすることで、支援を必要とする人やその家族を包括的に受け止め支えることができる体制。
法定後見制度	成年後見制度について、家庭裁判所に申立てを行うことで、家庭裁判所が個々の事案に応じて選任した成年後見人等による支援を受けることができる制度。
保健推進員	市長の委嘱により、市民の健康の保持・増進、保健知識の向上を推進するための活動を行う市民ボランティア。
保護司会	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭など、生活上の問題を抱えた母親と子どもと一緒に入所して生活できる施設。DVなどの被害者の一時保護も行っている。
母子保健推進員	地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦や乳幼児のいる家庭と行政の橋渡し役として、家庭訪問などを通じたサポートを行う市民ボランティア。

#### ◆ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の生活や福祉に関する相談対応や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役を務める市民ボランティア。子育てに関する相談等に対応する児童委員を兼務する。

#### ◆や行

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が行うべきと考えられている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
有償ボランティア	少額の謝礼を受け取り行うボランティア活動。ボランティアを行う側にとっては、やりがいや負担軽減につながり、利用する側にとっては、気兼ねすることなく必要な支援を受けることができるといったメリットがある。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であることを目指したデザイン。

用語	解説
要保護児童	「保護者がいない」、「虐待を受けているなど保護者の下で生活することが適切ではない」、「障がいを持っている」、「不良行為をする、又はする恐れがある」などの理由により、公的な支援を必要とする児童。

#### ◆ら行

用語	解説
ライフステージ	人間の一生を、出生、入学・卒業・就職、結婚・出産・子育て、退職といった節目となる出来事によって区切った場合のそれぞれの段階。
療育手帳	知的障がい（知的機能の障がいがおおむね 18 歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態）があると認められる人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
朗読奉仕員	養成講座の受講により、基礎的な朗読（音訳）技術を習得し、広報紙等を音訳した録音図書の作成等により、視覚障がい者等の情報入手を支えるボランティア。

**日置市地域福祉推進計画**  
**(第4期日置市地域福祉計画及び第4期日置市地域福祉活動計画)**

令和5年3月

日置市

〒899-2592 日置市伊集院町郡1丁目100番地

TEL：099-248-9460（福祉課直通）

社会福祉法人 日置市社会福祉協議会

〒899-3101 日置市日吉町日置1132番地1

TEL：099-246-8561





